

せいど りよう
こんな制度が利用できます

やす し しょう ふく し て び
野洲市障がい福祉の手引き



やす し かんこう
野洲市観光PRキャラクター
ドウタクくん

しょう ふく し か
●障がい福祉課 TEL 077-587-6087 FAX 077-586-2176

ち い き せい かつ し えん し つ や す し しょう しやぎやくたいぼうし
●地域生活支援室 (野洲市障がい者虐待防止センター)

TEL 077-587-6169 FAX 077-586-2176

けんこう すい しん か や す し けんこう ふく し
●健康推進課 (野洲市健康福祉センター)

TEL 077-588-1788 FAX 077-586-3668

はったつ し えん
●発達支援センター

TEL 077-587-0033 FAX 077-587-2004

目次

しょうがいしゃてちょう こうふ	1. 障害者手帳の交付について	
しんたいしょうがいしゃてちょう	●身体障害者手帳	1
りょういくてちょう	●療育手帳	2
せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう	●精神障害者保健福祉手帳	3
そうだんまどぐち そうごうそうだん うけつけまどぐち し いたくそうだんし えんじぎょうしょ	2. 相談窓口（総合相談・受付窓口・市委託相談支援事業所）	4
にちじょうせいかつ し えん	3. 日常生活の支援	
じりつし えんきゅうふ しょうがいふくし	(1) 自立支援給付（障害福祉サービス）	6
ち い きせいかつし えんじぎょう	(2) 地域生活支援事業	
い どう し えんじぎょう	・ 移動支援事業	10
につちゅう いち じし えんじぎょう ち い きかつどうし えん いちがたじぎょう	・ 日中一時支援事業、地域活動支援センターⅠ型事業	11
ち い きかつどうし えん に が たじぎょう た じぎょう	・ 地域活動支援センターⅡ型事業、その他の事業	12
い し そつうし えんじぎょう せいねんこうけんせい どじぎょう じ かんたいおうがたりようせい どし えんじぎょう	意思疎通支援事業、成年後見制度事業、24時間対応型利用制度支援事業、	
ほうもんにゅうよく じぎょう	訪問入浴サービス事業	
しゅうろう かくしゅそうだんまどぐち	(3) 就労についての各種相談窓口	14
ふくしやうぐ	4. 福祉用具	
ほ そうぐ きゅうふ しゅうり かりうけ	(1) 補装具の給付・修理・借受（レンタル）	15
にちじょうせいかつやうぐ きゅうふ	(2) 日常生活用具の給付	16
いりやうひ じよせい	5. 医療費の助成について	
じりつし えんいりやうひ こうせい いりやう いくせい いりやう せいしんつういんいりやう	(1) 自立支援医療費（更生医療、育成医療、精神通院医療）	17
ふくし いりやうひじよせい ふくし せいしんかつういんいりやうひじよせいせいど	(2) 福祉医療費助成（福祉・精神科通院医療費助成制度）	
とくてい いりやうひ していなんびやう じよせいせいど	(3) 特定医療費（指定難病）助成制度	
しょうにまんせいとくていしつべい いりやうひじよせいせいど	(4) 小児慢性特定疾病医療費助成制度	
かくしゅてあて ねんきんなど	6. 各種手当・年金等	19
じよせいせいど けん けんなど	7. 助成制度について（おむつ券・タクシー券等）	22

8.	公共料金などの割引	24
	市内公共施設利用料金の免除、県立施設入場（館）料、JR運賃の割引、 航空運賃の割引、野洲市コミュニティバスおのりやすの料金、 バス・タクシー・有料道路通行料割引、NHK放送受信料の減免、 携帯電話使用料等の割引、郵便料金等の減免・軽減	
9.	税制度	27
10.	緊急時通報等サービス	28
10.1.	その他の公共サービス	30
	野洲図書館のサービス、県立図書館の郵送貸出サービス、 郵便による不在者投票、県立視覚障害者センターの事業、 県立聴覚障害者センターの事業、県立障害者福祉センターの事業、 NPO法人しが盲ろう者友の会の事業、 野洲市社会福祉協議会の登録ボランティア、駐車禁止等規制除外の標章、 滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度、ヘルプマーク・カード	
10.2.	スポーツ活動	35
10.3.	自助グループ	37
10.4.	さまざまな相談窓口	39
	▽関係機関一覧、身体障害者・知的障害者相談員	
※参考	市内福祉サービス事業所一覧	41
	障害者虐待防止法、障害者差別解消法	45
	障害福祉サービスの利用の流れ	47
	障がい種別・等級別該当制度概要表	49

1. 障害者手帳の交付について

しんたいしょうがいしゃてちょう

身体障害者手帳

○対象者

視覚・聴覚・平衡機能、音声・言語機能またはそしゃく機能、肢体不自由（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障害の上肢・移動機能）、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に障がいのある人。

○内 容

身体に障がいのある人が、様々なサービスを利用するために必要な手帳で、滋賀県知事が交付します。障がい等級により支援の内容が異なる場合があります。

また、交付を受けた後、更新が必要となった場合や障がいの程度が変化した場合は、再認定を受けることができます。なお、手帳の交付まで3～4か月かかります。交付された手帳は、障がい福祉課でお渡しします。

○障がい等級

1・2級	3・4級	5・6級
重 度	中 度	軽 度

■手続きに必要な書類

	行う手続き				
	新規申請	住所・氏名の変更	紛失・破損による再交付	障がいの追加 障がい程度の変更・更新	返還（※）
①身体障害者手帳交付申請書	○	○	○	○	○
②身体障害者手帳		○	○ (破損の場合)	○	○
③診断書 (県が指定した医師の診断書)	○			○	
④印鑑 (署名による申請の場合は不要)	○	○	○	○	○
⑤写真1枚 (たて4cm×よこ3cm)	○		○	○	
⑥個人番号が確認できるもの	○	○	○	○	○
⑦書類を窓口を持参された人の 本人確認ができるもの (顔写真つき)	○	○	○	○	○

※返還：本人の死亡または障がい程度が軽くなって等級範囲に該当しなくなったときは、手帳を返還してください。

申請窓口・問い合わせ… 障がい福祉課 TEL 587-6087、FAX 586-2176

○対象者

滋賀県中央子ども家庭相談センターまたは滋賀県立精神保健福祉センター（滋賀県知的障害者更生相談所）において知的障がいがあると判定された人。

【判定場所】

18歳未満の児童	滋賀県中央子ども家庭相談センター 草津市笠山7-4-45 TEL 562-1121、FAX 565-7235
18歳以上の人	滋賀県立精神保健福祉センター（滋賀県知的障害者更生相談所） 草津市笠山8-5-130 TEL 563-8448、FAX 562-4334

○内 容

療育手帳は、知的障がいのある人が一貫した療育・援護を受け、この手帳を所持することにより様々なサービスを受けやすくすることを目的としたものです。障がいの程度により、支援の内容が異なる場合があります。なお、判定を受けてから手帳の交付まで1～2か月かかります。交付された手帳は、障がい福祉課でお渡しします。

○障がい程度

A1	A2	B1	B2
最重度	重 度	中 度	軽 度

■手続きに必要な書類

	行う手続き				
	新規申請	住所・氏名 の変更	紛失・破損に よる再交付	障がい程度 の再判定 (※1)	返還 (※2)
①療育手帳交付申請書	○	○	○	○	○
②療育手帳		○	○ (破損の場合)	○	○
③相談票	○			○	
④印鑑 (署名による申請の場合は不要)	○	○	○	○	○
⑤写真1枚 (たて4cm×よこ3cm)	○		○	○	
⑥個人番号が確認できるもの	○	○	○	○	○

※1 障がい程度の再判定：手帳交付後も原則として再判定することとされています。

次回判定日 までに再判定申請をし、中央子ども家庭相談センターまたは知的障害者更生相談所で判定を受けてください。

※2 返還：本人の死亡または交付対象程度に該当しなくなったとき、またはその他手帳を必要としなくなったときは、手帳を返還してください。

精神障害者保健福祉手帳

○対象者

精神疾患のために、長期にわたり日常生活や社会生活への制約（生活障がい）がある人（病院に初めてかかった日（初診）から6か月を経過した日以後から申請できます。）

○内 容

精神に障がいのある人が、様々なサービスを利用するために必要な手帳です。障がい等級により支援の内容が異なる場合があります。

なお、手帳の有効期限は2年です。更新の手続きは有効期限の3か月前から行うことができます。

また、手帳の交付まで2～3か月程度かかります。

○障害等級

等級は、「病気」の状態と「障がい」の状態の両方から総合的に判定されます。

1級・・・日常生活が一人ではできない状態（他人の支援が必要）

2級・・・必ずしも他人の支援を借りる必要はないが、日常生活が困難な状態

3級・・・日常生活・社会生活上の制約はあるが、ある程度働ける状態

■手続きに必要な書類

	行う手続き				
	新規申請	住所・氏名 の変更	紛失・破損に よる再交付	障がい程度 の変更・更新	返還 (※)
①精神障害者保健福祉手帳 各種（新規・変更等）申請書	○	○	○	○	○
②精神障害者保健福祉手帳		○	○ (破損の場合)	○	○
③診断書または「精神障害」を 事由にした障害年金証書 ※証書の場合、同意書が必要	○			○	
④写真1枚 (たて4cm×よこ3cm)	○		○	△ (場合による)	
⑤個人番号が確認できるもの	○	○	○	○	
⑥書類を窓口を持参された人の 本人確認ができるもの (顔写真つき)	○	○	○	○	○

※返還：本人の死亡または交付対象程度に該当しなくなったとき、またはその他手帳を必要としなくなったときは、手帳を返還してください。

申請窓口・問い合わせ… 障がい福祉課 TEL 587-6087、FAX 586-2176

2. 相談窓口

(1) 総合相談・受付窓口（行政機関）

内容	機関名	問い合わせ
身体・知的障がいに関する相談 その他サービス利用等全般的な相談	障がい福祉課	野洲市小篠原 2100 番地 1 TEL 587-6087 FAX 586-2176（共通）
	地域生活支援室	野洲市小篠原 2100 番地 1 TEL 587-6169 FAX 586-2176（共通）
精神障がいに関する相談	健康推進課 （野洲市健康福祉センター内）	野洲市辻町 433 番地 1 TEL 588-1788 FAX 586-3668
発達障がいや療育教室に関する相談	野洲市発達支援センター	野洲市小篠原 1973 番地 1 TEL 587-0033 FAX 587-2004
難病に関する相談	草津保健所	草津市草津三丁目 14-75 TEL 562-3534 FAX 562-3533

(2) 市委託相談支援事業所

障がいのある人およびその家族からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助、計画相談支援についての相談、権利擁護のために必要な援助や情報の提供などを行います。

相談内容および個人情報の守秘義務は厳守されますので、安心してお気軽にご相談ください。

○対象者 市内に居住している障がいのある人やその家族など

○費用 無料

機関名	問い合わせ	相談日時
野洲市協 障がい者相談支援センター	野洲市西河原 2400 番地 野洲市北部合同庁舎 2 階 TEL 589-6664 FAX 589-5783	月曜～金曜日 8：30～17：15 （祝日、年末年始を除く）
精神障害者 地域生活支援センター風	野洲市八夫 1318 番地 TEL 589-8784 FAX 589-5478	月・火・木・金曜日 10：00～18：00 水・土・祝日 10：00～17：00 （GW、盆、年末年始を除く）

3. 日常生活の支援

障がいのある人の日常生活の支援として、さまざまなサービスがあります。

このサービスは、「障害者総合支援法」にもとづき、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つに分けられており、障がいのある児童には、「児童福祉法」に基づいて行われるものもあります。

居宅介護等の障害福祉サービスの利用を希望される人は、原則、指定特定相談支援事業者（計画相談）が作成するサービス等利用計画が必要になります。利用の流れは、最終ページをご覧ください。
※障害者総合支援法の対象となるのは、「身体・知的・精神障がい者」「障がい児」「難病患者等」です。

障害者総合支援法			
自立支援給付	障害福祉サービス サービス (P.6)	介護給付	日常生活や療養で必要な介護を行います。 障害支援区分が必要です。例：居宅介護、短期入所、行動援護等
		訓練等給付	自立して地域で生活していくために必要な知識や技術を身につける支援を行います。例：自立訓練、就労継続支援（A・B型）等
	補装具（P.15）		身体の失われた機能を補って生活しやすくするために必要な補装具の購入費や修理費等を給付します。
	自立支援医療（P.17）		心身の障がいを軽くしたり、取り除いたりするための医療の給付について、医療費の自己負担分を助成します。
地域生活支援事業（P.10）		地域の実情に応じ、各種事業を実施します。 例：移動支援、日中一時支援事業、日常生活用具の給付等	
児童福祉法			
障害児通所支援 (P.8)		障がい児の日常生活や集団生活に必要な訓練などを行い、発達や自立を支援します。例：児童発達支援、放課後等デイサービス等	

■市内の指定特定相談支援事業者（計画相談支援事業者）

機関名	身：身体、知：知的 精：精神（発達含む） 児：児童	所在地	電話番号 FAX 番号
野洲市社協障がい者相談支援センター	身・知・精・児	野洲市西河原 2400	589-6664 589-5783
相談支援事業所 こすもす	身・知・精・児	野洲市西河原 2450	576-0150 576-4662
相談事業所 ワンぴ～す	身・知・精・児	野洲市小篠原 894-1	576-0166 576-5812
指定特定・障害児相談支援事業所 びわりん	身・知・児 （重心）	野洲市北桜 978-2	587-5360 518-0482
指定特定相談支援事業所 With	知・精	野洲市富波乙 187-4	586-2487 514-7575
精神障害者地域生活支援センター風	精	野洲市八夫 1318	589-8784 589-5478
ポピンズ障がい児相談支援事業所	児	野洲市行畑2丁目 18-10	080-6186-9230 FAX なし
野洲市児童相談支援事業所 （野洲市発達支援センター内）	野洲市児童発達支援事業「にこにこ教室」利用児対象	野洲市小篠原 1973-1	587-0033 587-2004

じりつしえんきゅうふ しょうがいふくし
(1) 自立支援給付（障害福祉サービス）

※障害福祉サービスと介護保険サービスで共通するサービスは、介護保険サービスが優先です。
介護保険サービスの対象となった人は、まずは介護保険サービスからの利用となります。

にっちゅうかつどうけい
■ 日中活動系サービス

給付の種類	サービス名	サービス内容
介護給付	生活介護	障がい者支援施設などに行って食事、入浴、排泄の介護を受けて過ごすことができます。
	療養介護	病院等の施設で機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助を受けられます。
訓練等給付 ※18歳以上	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を一定期間の支援計画に基づき行います。
	就労移行支援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。
	就労継続支援 ・雇用 A 型 ・非雇用 B 型	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労へ移行した人が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるよう、企業や自宅への訪問や来所により必要な支援を一定期間行います。
	就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性などに合った選択を支援します。

ほうもんけい
■ 訪問系サービス①

給付の種類	サービス名	サービス内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人等に、自宅で生活全般の介護や外出の移動支援等を総合的に行います。
	重度障害者等 包括支援	重度の障がい者であり介護度の高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所 (ショートステイ)	一時的に自宅で介護が困難になった時などに、短期に入所をして、食事・排泄の介護の援助を行います。
	行動援護	重度の知的障がい、精神障がい者が、危険を回避するために必要な移動や外出時の移動介護を行います。

給付の種類	サービス名	サービス内容
介護給付	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者の外出時において同行し、移動に必要な情報を提供し、移動の援護などを行います。

ほうもんけい

■訪問系サービス②

給付の種類	サービス名	サービス内容
訓練等給付	就労定着支援	一般就労へ移行した人が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるよう、企業や自宅への訪問や来所により必要な支援を一定期間行います。
	自立生活援助	施設を利用していた人が、ひとり暮らしをはじめたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援を行います。

きょじゅうけい

■居住系サービス

給付の種類	サービス名	サービス内容
介護給付	施設入所支援	介護が必要な人や通所が困難な人で、自立訓練または就労移行支援のサービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活の支援を行います。（18歳以上）
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	日中に就労または就労継続支援等のサービスを利用している知的障がい者または精神障がい者に対し、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助、食事、入浴、排泄の介護などを行います。

※施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費は、基本的に全額自己負担です。
(所得に応じて軽減あり。)

※入所施設サービスを利用する人は「日中活動系サービス」と「居住系サービス」を組み合わせる利用することができます。

ちいきそうだんしえんけい

■地域相談支援系サービス

給付の種類	サービス名	サービス内容
介護給付	地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がいのある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
	地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障がい者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

じどう
■児童のサービス

給付の種類	サービス名	サービス内容
障害児 通所支援	児童発達支援	障がい、または障がいの傾向のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。（未就学児）
	保育所等 訪問支援	在園・在校する障がい、またはその傾向のある児童や園の職員に対し、訪問支援員が市内の保育所等を訪問し、児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
	放課後等 デイサービス	授業終了後または夏休み等の休業中に、生活の能力の向上のために必要な訓練、社会との交流等を行います。（就学児）

＊野洲市には、市が直接運営する児童発達支援（療育教室）として、「野洲市児童発達支援センターにこここ教室」があります。

心身の発達に障がい、またはその傾向のある乳幼児に対し、早期療育の場として一人ひとりの発達を促し、合わせて保護者の相談・助言を行います。

問い合わせ…野洲市発達支援センター

TEL 587-0033、FAX 587-2004

● 障害福祉サービスを利用した時の利用者負担

サービスを利用した場合、原則費用の 1 割を支払います。但し、負担が重くなりすぎないように所得に応じて支払う費用の上限が決められています。

■ 障がい者（18歳以上。施設に入所している18歳、19歳を除く）

所得区分	負担上限額（月額）	
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得 1	市民税非課税世帯のうち、本人の年収が 826,500 円以下	0円
低所得 2	市民税非課税世帯（低所得 1 に該当する人を除く）	
一般 1	市民税課税世帯の人（所得割 16 万円未満） ※入所施設利用者（20 歳以上）およびグループホーム利用者は一般 2 になります	9,300 円
一般 2	上記以外の人	37,200 円

■ 障がい児（18歳未満。施設に入所している18歳、19歳を含む）

所得区分	負担上限額（月額）	
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得 1	市民税非課税世帯のうち、本人の年収が 826,500 万円以下	0円
低所得 2	市民税非課税世帯（低所得 1 に該当する人を除く）	
一般 1	市民税課税世帯の人（所得割 28 万円未満）	通所施設等の利用の場合 4,600 円
		入所施設利用の場合 9,300 円
一般 2	市民税課税世帯（一般 1 に該当する人を除く）	37,200 円

注※ここでいう「障がい児」は 18 歳未満の児童と施設入所している 20 歳未満の加齢児となります。

※同世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障害福祉サービス＋介護保険サービスを利用する場合は、1 世帯の上限額は上記のとおりです。

障害者総合支援法の世帯の範囲…障がい者：本人および配偶者のみ

障がい児：住民票の世帯員全員

申請窓口・問い合わせ… 障がい福祉課 TEL 587-6087、FAX 586-2176

ちいきせいかつしえんじぎょう
(2) 地域生活支援事業

いどうしえんじぎょう
■移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がい者等について、次の外出時等においてヘルパーがマンツーマンまたはグループでの支援を行います。

- (1) 社会生活上必要な外出時の移動支援 例：市役所や銀行などへ行くなど
 (2) 余暇活動等社会参加のための外出時の移動支援 例：レクリエーションへ参加、映画鑑賞など
 ※通勤、営業活動および定期受診のための通院など1年を通して定期的に行う外出は対象外です。

○利用対象者

本市に居住する次の人で、屋外での移動に著しい制限のある人を対象とします。

- ①両上肢、両下肢に障がいがあり、身体障害者手帳の障がい等級が1級の人
- ②上肢および下肢、または体幹機能に障がいがあり、身体障害者手帳の障がい等級が3級以上の人
- ③視覚障害があり、身体障害者手帳の交付を受けている人
 （ただし、「同行援護」が優先されます。）
- ④療育手帳の交付を受けている人
- ⑤精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ⑥その他市長が特に必要と認める人

○利用申込み

障害者手帳をお持ちください

○事業者

本市と契約をしている移動支援提供事業者

○利用時間の上限

原則 30 時間／月

○費用の負担額

対象者	利用時間	利用金額	利用者負担額（1割）
身体介護を伴わない場合	0.5時間未満	1,050円	105円
	1.0時間未満	1,970円	197円
	1.5時間未満	2,760円	276円
	以後0.5時間毎	700円加算	70円加算
身体介護を伴う場合	0.5時間未満	2,300円	230円
	1.0時間未満	4,000円	400円
	1.5時間未満	5,800円	580円
	以後0.5時間毎	800円加算	80円加算

※生活保護世帯および市民税非課税世帯の人は無料となる場合があります。

問い合わせ… 障がい福祉課 TEL 587-6087、FAX 586-2176

■ 日中一時支援事業

障がいのある人等の家族の就労支援や、日常的に介護している家族の一時的な休息の確保のために、障がいがある人等に一時的な日中活動の場を提供します。

- 利用対象者 家族等の就労等の理由により、日中において監護するものがないため、一時的な見守り支援が必要な障がいのある人
- 利用申込み 障害者手帳をお持ちください
- 事業者 本市と契約をしている日中一時支援提供事業者
- 費用の負担額 利用者は、下表に定める利用者負担額を事業者にお支払いください。
※生活保護世帯および市民税非課税世帯の人は無料となる場合があります。

利用時間	介護型(※1) 利用金額	介護型(※1) 自己負担額	見守り型(※2) 利用金額	見守り型(※2) 自己負担額
4 5分以上 1 時間まで	1,600 円	160 円	900 円	90 円
1 時間超 2 時間未満	2,500 円	250 円	1,800 円	180 円
2 時間以上 4 時間未満	4,000 円	400 円	2,900 円	290 円
4 時間以上 6 時間未満	5,000 円	500 円	3,600 円	360 円
6 時間以上 8 時間未満	6,000 円	600 円	4,400 円	440 円
8 時間以上	7,500 円	750 円	5,400 円	540 円
送迎加算	400 円		200 円	
重度加算	1,500 円			

※1 障害支援区分3以上のもの及び重度加算の対象者児又は障害支援区分が未区分であって放課後等デイサービスで個別サポート加算の対象となっている児童

※2 障害支援区分3未満のもの又は障害支援区分が未区分の者(児童を含む)

問い合わせ… 障がい福祉課 TEL 587-6087、FAX 586-2176

■ 地域活動支援センター I 型事業 (サロン事業)

創作的活動、社会との交流の促進を図る事業のほか、利用になる人がそれぞれの目的に合わせて気軽に利用いただけるサロンです。

- 利用対象者
18 歳～65 歳未満で精神科に通院されている人
※初回の利用の際には登録手続きが必要です。
- 費用の負担額
登録料・利用料は無料
※サロンで飲食品等の販売を行っています。(実費)
- 実施事業所
精神障害者地域生活支援センター風 (野洲市八夫 1318 番地)
TEL 589-8784、FAX 589-5478

問い合わせ… 障がい福祉課 TEL 587-6087、FAX 586-2176

ちい きかつどうしえん にがたじぎょう じぎょう
■地域活動支援センターⅡ型事業（デイサービス事業）

創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図る事業のほか、次の事業を行います。

- (1) 機能訓練、社会適応訓練のサービス
- (2) 在宅での入浴が困難な人の入浴サービス

○利用対象者… 野洲市に居住している次の人

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている人
- ② 療育手帳の交付を受けている人
- ③ その他市長が必要と認めた人

○費用の負担額

(1) 施設を利用した時の利用者負担額（入浴サービス利用を除く）

利用時間	利用者負担額
4 時間未満	250 円
4 時間から 6 時間まで	420 円
6 時間以上	550 円

※生活保護世帯および市民税非課税世帯の人は無料となる場合があります。

(2) 入浴サービスを利用した時の利用者負担額

利用回数	利用者負担額
1 回当たり	500 円

※市民税が課税、非課税を問わず 500 円が必要です。

○実施事業所

湖南地域障害者生活支援センター（守山市川田町 2216 番地 3）

TEL 587-6655、FAX 587-6656

問い合わせ… 障がい福祉課 TEL 587-6087、FAX 586-2176

た じぎょう
■その他の事業

給付の種類	サービス名	サービス内容
意思疎通 支援事業	手話通訳者・ 要約筆記者の 派遣	市内に居住する聴覚障害または音声言語機能障害の身体障害者手帳の交付を受けている人の自立と社会参加を促進するため、生活上必要な時に手話通訳者・要約筆記者を派遣します。 派遣申請書に必要事項を記入し、FAX や郵便でご依頼ください。
	遠隔手話通訳 サービス	スマートフォンやタブレット端末のビデオ通話機能(LINE)を利用して、遠隔で手話通訳を行うことができるサービスです。 市の専任手話通訳者が在席する時間帯に無料(利用者端末の通信料は自己負担)で利用できます。事前登録等が必要です。
	聴覚障害者等 中継サービス	市内に居住する聴覚・言語障害のある人が、FAX 等のない相手先に連絡が必要な時、障がい福祉課または中継協力者を介して意思伝達を図るサービスです。利用には事前登録が必要です。
	音声・点字 広報等	市の広報紙や議会だより、ごみカレンダーなどを音訳および点訳し、登録者に配布しています。

給付の種類	サービス名	サービス内容		
成年後見 制度事業	成年後見制度 等相談支援	日常生活における権利侵害等に関する相談（権利擁護・生活相談）、制度の説明や利用に関する相談および制度の申し立てに関する相談支援を行います。		
		相談機関名	連絡先	時 間
		成年後見センター もだま	電話：598-0246 FAX：598-0888	9：00～17：00 （土日、祝日、年末年始除く）
	成年後見制度 等利用支援	成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がいのある人や、精神障がいのある人に対して、成年後見制度の申し立てに要する費用や後見人等の報酬の助成を行います。		
地域福祉権 利擁護事業 （別名：日 常生活自立 支援事業）	権利擁護事業	高齢や障がいなどの理由により、判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、社会福祉協議会と契約を結び、専門の相談員や支援員が以下のサポートを行います。 ○福祉サービスの利用援助 介護保険サービスや福祉サービスの情報提供、相談など。 ○日常的金銭管理サービス 公共料金や家賃、福祉サービス利用料の支払い、預貯金のお出し入れ（生活費の管理）など。 ○書類等の預かりサービス 通帳、実印、権利書、契約書などの重要書類を社会福祉協議会の貸金庫で安全に預かるなど。 問い合わせ… 野洲市社会福祉協議会 TEL 589-4683、FAX 589-5783		
24 時間 対応型 利用制度 支援事業	セーフティ ネット	突発的な理由により、介護・見守りが必要となったときに、宿泊も含めて知的障がいや身体障がいのある人等の在宅生活を24時間サポートする事業で、障害福祉サービスの対象にならない場合等に利用します。 問い合わせ… 湖南地域障害者生活支援センター TEL 587-6655、FAX 587-6656		

給付の種類	サービス名	サービス内容
訪問入浴 サービス 事業	訪問入浴 サービス	重度身体障がい者で在宅におられる人の清潔と心身機能の維持のために、自宅に入浴車が訪問し、入浴サービスを行います。 ○利用対象者 野洲市に居住し、次の①～④全てに該当する人 ①重度の身体障がいがある人 ②医師に入浴可能と認められた人 ③介護者の立会いが可能な人 ④施設入所または入院していない人 ○利用回数 1週間に1回程度 ○利用者負担額 1回1,292円 ※生活保護世帯および市民税非課税世帯の人は無料となる場合があります。 問い合わせ… 障がい福祉課 TEL 587-6087、FAX 586-2176

(3) 就労^{しゅうろう}についての各種^{かくしゅそうだんまどぐち}相談窓口

機関名	問い合わせ
草津公共職業安定所 (ハローワーク草津) 〒525-0027 草津市野村5-17-1	障がいのある人の就職等について、相談・指導を行っています。 各種就職支援策についての窓口にもなっています。 毎週火曜日午前10時～11時45分は手話通訳者が設置されています。 問い合わせ… TEL 562-3720、FAX 562-9692
滋賀障害者職業 センター 〒525-0027 草津市野村2-20-5	障害のある人に対して、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、職業相談、職業能力や適性の評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援、リワーク支援（うつ病等の方への職場復帰支援）等の職業リハビリテーションサービスを行っています。また、事業主に対して、障害のある人の受け入れや職場定着に関する相談を行っています。 問い合わせ… TEL 564-1641、FAX 564-1663
湖南地域働き・暮らし 応援センターりらく 〒525-0032 草津市大路2丁目11-15	障がいのある人の「働く」こと、「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関。障がいのある人の就労ニーズと事業所の雇用ニーズを結びつけたり、職場実習の実施、職場の定着、就労に伴う生活面でのサポートなどを関係機関と連携して支援します。 問い合わせ… TEL 567-1120、FAX 567-1199
野洲生活困窮者等 就労相談コーナー (やすワーク)	野洲市役所の庁舎内にハローワーク機能を有するやすワークを開設し、就職支援ナビゲーターが「障がい者求人」「一般求人」の検索および情報提供等の就労相談を個別・予約制で行っています。個室の相談室で、ゆっくりとご相談していただけます。 問い合わせ… 市民生活相談課 TEL 587-6063、FAX 586-2177

4. 福祉用具

(1) 補装具の給付・修理・借受（レンタル）（自立支援給付） ※事前の申請が必要です。

身体の失われた機能を補い生活しやすくするために必要な補装具の購入費や修理費等を給付します。成長や障がいの進行により短期間での交換や利用となる場合など、購入よりレンタルが適切と考えられる場合は、レンタルになります。（歩行器、座位保持いす等）。

※世帯の所得等により、一部自己負担あり。

※介護保険制度対象の人の場合は、介護保険の福祉用具レンタルが優先になります。

〈補装具の例〉

種 目		対 象 者
肢 体 不 自 由	義肢・装具	義肢・装具の使用により、日常生活の能率向上が図ることができる人 （身体障害者手帳に記載されている内容に対応している人に限る）
	姿勢保持装置	体幹および四肢機能障害により座位保持姿勢を保持する能力に障がいのある人
	車椅子	・下肢障害 1～2 級および 3 級（3 級は日常的に車椅子装用の必要性がある歩行障がい者に限る） ・体幹機能障害 1～3 級 ・心臓機能障害 1 級（歩行に著しい制限を受ける人に限る） ・呼吸器機能障害 1 級（歩行に著しい制限を受ける人に限る）
	電動車椅子	・車椅子の対象者に上肢機能障害を合併した四肢機能障がい者 ・呼吸器機能障害 1 級および心臓機能障害 1 級（歩行に著しい制限を受ける人に限る）
	歩行器	つえなどでは歩行の改善能力が見込まれない人で、歩行器の支持で自力移動ができる人
	歩行補助つえ	歩行障害があり、つえを使うことにより歩行能力の改善が見込まれる人
視 覚	視覚障害者安全つえ	視力の低下や視野狭窄により、盲人安全つえがなければ歩行の安全が図れない人
	義 眼	無眼球や眼球萎縮のため義眼を必要とする人で、義眼の装着により容姿の改善が図られる人
	眼 鏡	視覚障害があり、眼鏡の使用により日常生活が改善される人
聴 覚	補聴器	高度 聴覚障害 4 級および 6 級
		重度 聴覚障害 2～4 級
音 声 ・ 肢 体	重度障害者 意思伝達装置	両上肢・下肢機能障害 1 級に言語機能障害 3 級を合併した人

問い合わせ… 障がい福祉課 TEL 587-6087、FAX 586-2176

(2) にちじょうせいかつようぐ きゅうふ日常生活用具の給付 ※事前の申請が必要です。

在宅身体障がい者の日常生活の便宜を図るために日常生活用具を給付します。

※世帯の所得等により、一部自己負担あり。

※介護保険制度の対象者は、介護保険の福祉用具レンタルが優先となる場合があります。

※難病患者等が申請される場合は、「医師の診断書」または「特定疾患医療受給者証の写し」等が必要です。

〈日常生活用具の例〉

種目		対象者
特殊寝台		・ 下肢または体幹機能障害 1 ～ 2 級 ・ 難病を事由として、寝たきりの状態にある人
入浴補助用具		・ 下肢または体幹機能障害 ・ 難病を事由として、入浴に介助を必要とする人
移動・移乗支援用具		下肢、体幹または平衡機能障害
電気式たん吸引器		・ 呼吸器機能障害 1 級または 3 級 ・ 上記障害と同程度の身体障がい者 ・ 難病を事由として、呼吸器機能に障がいのある人であって、必要と認められる人
情報・通信支援用具		視覚または上肢機能障害 1 ～ 2 級
視覚障害者用 ポータブルレコーダー (録音・再生)		視覚障害 1 ～ 2 級
ストマ装具	消化器系	直腸機能障害を有する者で、人工肛門を造設しているもの
	尿路系	ぼうこう機能障害を有する者で、人工ぼうこうを造設しているもの
紙おむつ (尿取りパッド、おしり拭きは 紙おむつとのセットに限る)		・ ぼうこうまたは直腸機能障害のある人で、ストマ用装具の代用として必要とする人 ・ 3 歳以上の脳性麻痺等脳原性運動機能障害、または同等の状態にあることにより排尿や排便の意思表示が困難な人（ただし、他制度により紙おむつの給付を受けている人は除く）
人工呼吸器用外部バッテリー		日常的に人工呼吸器の装着が必要な人
人工内耳用電池		現に人工内耳を装用している聴覚障害児・者
住宅改修 (居宅生活動作補助用具)		下肢、体幹または移動機能障害 1 ～ 3 級（ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能障害 2 級以上）、または難病を事由として下肢もしくは体幹機能に障がいのある人

問い合わせ… 障がい福祉課 TEL 587-6087、FAX 586-2176

5. 医療費の助成について

(1) 自立支援医療

心身の障がいを軽くしたり、取り除いたりするための医療の給付について、医療費の自己負担分を助成する制度です。受給者証の交付により行われる医療行為ですので、事前に申請が必要です。

名 称	対 象 者	内 容	申請窓口・問い合わせ
更生医療	身体障害者手帳を交付された18歳以上の人	身体上の障がいの程度を軽くしたり、手術などで日常生活や職業能力を高めたりするために必要な医療費を助成します。	障がい福祉課 TEL 587-6087 FAX 586-2176
育成医療	18歳未満の児童（身体障害者手帳の有無は問いません）		
精神通院医療	通院による精神科での治療を継続的に必要であると医師が認めた人	精神科で治療を受けている人の通院、薬局、往診、デイケア、訪問看護等に必要な医療費を助成します。	

※再認定申請は、3か月前から更新可能です。

※精神通院医療については、有効期限は1年間です。診断書の提出は、「2年に1回」（一部例外あり）です。その他については、障がいや疾病によって異なります。詳しくはお問い合わせください。

■手続きに必要な書類

	行う手続き				
	新規 再認定	保険種別 氏名・住所 の変更	医療機関 追加変更	紛失・破損 再交付	返還 (※)
① 申請書	○	○ (保険の場合)	○	○	○
② 医師の意見書 (精神通院医療は診断書)	○ (精神は2年 に1回)				
③ 資格確認書・資格情報のお知らせのいずれか	○	○			
④ 自立支援受給者証	○ (再認定の場合)	○	○	○ (破損の場合)	○
⑤ 記載事項変更届 ※精神通院医療のみ		○			
⑥ 世帯の収入が確認できる書類（年金証書等）	△ (場合による)	△ (場合による)			
⑦ 個人番号が確認できるもの	○	○	○	○	○

※返還：本人が死亡または交付対象程度に該当しなくなったとき、またはその他自立支援医療を必要としなくなったときは、受給者証を返還してください。

(2) 福祉医療費助成

■福祉医療費助成制度（マル福）

障がいのある人（児）の保健の向上と福祉の増進を図るため医療費の一部を助成します。

- 【対象者】
- ①身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が1・2・3級の人
 - ②知的障がいの程度が重度（A1・A2）と判定された人
 - ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が1級の人
 - ④知的障がいの程度が中度（B1）かつ精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が2級の人
 - ⑤特別児童扶養手当の支給対象児童で特別児童扶養手当1級の人

■精神科通院医療費助成制度（マル精）

自立支援医療（精神通院医療）適用による自己負担分（1割）に対して助成します。

助成対象と認められた人には、受給券を発行します。この受給券は、指定の医療機関、診療所・薬局等に限り対象となります。

自立支援医療適用者で精神障害者保健福祉手帳（1・2級）所持者が対象となります。

申請窓口・問い合わせ… 保険年金課 TEL 587-6081、FAX 586-2177

(3) 特定医療費（指定難病）助成制度

原因不明で治療方法が確立していない難病のうち、厚生労働省が指定した疾病について、その治療にかかった費用（医療費から医療保険を除いた自己負担分）の一部を公費により負担します。

詳しくは、下記あるいは主治医にお尋ねください。

申請窓口・問い合わせ… 草津保健所 TEL 562-3534、FAX 562-3533

(4) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

治療が長期間にわたり、児童の健全な育成に大きな支障となる疾患について、その治療にかかった費用（医療費から医療保険を除いた自己負担分）の一部を公費により負担します。

申請窓口・問い合わせ… 草津保健所 TEL 562-3534、FAX 562-3533

かくしゅてあて ねんきんなど
6.各種手当・年金等

令和8年4月現在

制度名	対 象 者 等
特別障害者手当	20歳以上の在宅の重度障がいのある人で、常時特別の介護を必要とする人に支給されます。 ○対象者…障害基礎年金の1級程度の障がいがある人と同程度の障がいのある人。 ただし、施設入所中の人および病院に3か月以上入院している人は対象外です。 (所得制限あり) ○手当額…30,450円/月 ※年4回支給
障害児福祉手当	20歳未満の在宅の重度心身障害児で日常生活活動が著しく制限され、常時介護を必要とする人に対し支給されます。 ○対象児…身体障害者手帳の1級(2級の一部を含む)程度の障がい、または精神の障がいおよび身体障がいと精神の障がい重複する場合等であって、その状態が上記と同程度以上あると認められる人。ただし、施設入所中の人対象外です。 (所得制限あり) ○手当額…16,560円/月 ※年4回支給
扶養特別児童手当	20歳未満の在宅の中度以上の心身障がいのある児童を養育している人に対し支給されます。 ○対象児…おおむね身体障害程度3級(一部4級)以上または知的障がい中度以上 (所得制限、公的年金の受給による制限あり) ○手当額(月額)…1級 58,450円 2級 38,930円 ※年3回支給

問い合わせ… 障がい福祉課 TEL 587-6087、FAX 586-2176

制度名	対 象 者 等
児童扶養手当	父親または母親に国民年金法及び厚生年金法による障害等級1級相当の障がいのある人の場合、児童を養育している母親もしくは父親、または親に代わり児童を養育している人に対し支給されます。(所得制限、公的年金の受給による制限あり) ○手当額(全部支給)…児童1人 48,050円/月 (一部支給) // 11,340円~48,040円/月(※) 第2子以降一人につき 5,680円~11,350円/月加算(※) (※) 所得により変動

問い合わせ… 子育て家庭支援課 TEL 587-6884、FAX 586-2176

制度名	対 象 者 等						
障 害 基 礎 年 金	原則として国民年金に加入している期間中にかかった病気やけがにより、生活や仕事などが制限されるようになった場合に、受け取れる年金です。 20 歳以前から障がいのある人は、20 歳になったときから支給されます。 ○対象者…原則、20歳以上で、国民年金に加入している期間中に障がいの原因となる病気等の初診日がある人で、一定の障がいの状態にあり、保険料の納付要件を満たしている人 ○等級および年金額…国民年金法施行令で定める障害等級表による <table><tr><td>1 級</td><td>1,059,125円／年</td><td>※各種障害者手帳の等級とは異なります</td></tr><tr><td>2 級</td><td>847,300円／年</td><td>別途、子の加算があります</td></tr></table> 問い合わせ… 保険年金課 TEL 587-6081、FAX 586-2177	1 級	1,059,125円／年	※各種障害者手帳の等級とは異なります	2 級	847,300円／年	別途、子の加算があります
1 級	1,059,125円／年	※各種障害者手帳の等級とは異なります					
2 級	847,300円／年	別途、子の加算があります					
障 害 厚 生 年 金	厚生年金保険の被保険者期間中に、障がいの原因となった病気やけがの初診日がある人に 対し、支給されます。支給額は加入期間により計算します。 ○対象者…原則、障害基礎年金と同じ。厚生年金に加入している期間に初診日がある人 ○等 級…1～3 級まであり、1・2 級は、障害基礎年金と同じ等級表 1・2 級は障害基礎年金に上乗せする形で支給（配偶者の加算があります） 3 級と障害手当金（一時金）は、厚生年金保険法施行令の等級表による 問い合わせ… 草津年金事務所 TEL 567-2220、FAX 562-9638						

制度名	対 象 者 等
共 障 済 害 者 者 制 扶 度 養	障害のある方の生活の安定の一助として、障害のある方を扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他親族など）が、自らの生存中毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障害）があったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。 ○加入者（保護者）の要件…加入時の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること。 ○障害のある方の範囲…下記の①～③のいずれかに該当する方が対象となります。（年齢制限なし。） ①知的障害者 ②身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する障害であること。 ③精神または身体に永続的な障害がある方で、障害の程度が①または②の者と同程度と認められる方 ○加入申込先…下記2団体のどちらでも加入手続きが可能です。 (1)公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 〒520-0044 大津市京町四丁目3-28 滋賀県厚生会館内 TEL：077-523-3052 FAX:077-523-3052 (2)滋賀県身体障害者福祉協会 〒525-0072 草津市笠山八丁目5-130 県立障害者福祉センター内 TEL：077-565-4832 FAX:077-564-7641

問い合わせ… 県障害福祉課 TEL 528-3541、FAX 528-4853

制度名	対 象 者 等
生活福祉資金	低所得世帯、高齢者世帯、障がい（身体・知的・精神）のある人の世帯に対し、資金の貸付と民生委員児童委員による必要な相談支援により、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進、加えて在宅福祉・社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるようにすることを目的とした貸付制度です。

問い合わせ… 野洲市社会福祉協議会 TEL 589-4683、FAX 589-5783

じょせいせいど
7.助成制度について

制度名	助 成 内 容
心身障害者（児）紙おむつ購入費助成制度	重度の障がいが原因で紙おむつが常時必要な在宅者に紙おむつ購入費を助成します。 （3歳以上で他の紙おむつ給付制度を受けていない人に限る） 対象者…身体障害者手帳1・2級、療育手帳A所持者 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 助成額…1人1か月につき5,000円分のチケット（500円分×10枚） ※65歳以上で寝たきり等の人は高齢福祉課におむつ費用助成制度があります。
自動車燃料費および福祉タクシー運賃助成制度	重度心身障がいのある人の生活行動範囲の拡大を図り、積極的に社会参加することを目的として、自動車燃料費またはタクシー利用料金の一部を助成しています。 対 象 者…身体障害者手帳1・2級、療育手帳A所持者 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 助 成 額…年間36枚を限度として助成券を交付 （※腎臓機能障害のある人で人工透析を受けている人は72枚） （※年度途中から該当となった場合はそれまでの分を除いて交付） 助成券1枚当たりの額面は、燃料費助成券として使用する場合は「420円」、福祉タクシー運賃助成券として使用する場合は「500円」となります。 利用方法…市が契約した給油所またはタクシー会社（※）に助成券と手帳の提示をしてください。 助成券の利用は、1回につき3枚までとなります。 ただし、ご利用金額が助成券の額に満たない場合は、この助成券をご利用いただくことはできません。 ※福祉タクシー運賃については、距離制運賃と、時間制（貸切）運賃がありますので、詳しくは利用される事業所にお尋ねください。
在宅重度障害者住宅改造費助成制度	重度障がいのある人の日常生活を容易にするため、障がいのある人の住居を改造する費用を一部助成します。（新築・増改築は原則対象外） ※所得制限あり。改造（契約）前に障がい福祉課に申請してください。 対象者…身体障害者手帳（肢体不自由または視覚障害で障害程度が1・2級）、または療育手帳A所持者 助成額…原則として対象経費の1/2以内（限度額350,000円） ※ただし、日常生活用具の住宅改造費支給対象の場合、助成額の上限は200,000円です。 ※介護保険制度で助成が受けられる場合、介護保険が優先されます。

制度名	助 成 内 容
身体障害者 自動車操作訓練費 運転免許取得費 助成制度	身体障がいのある人が自動車の運転免許を取得することにより、就労等社会参加に効果があると認められる場合に、教習所において訓練を受けるために 要する費用の一部を助成します。 <u>※訓練を受ける前に障がい福祉課に申請をしてください。</u> 対象者…①身体障害者手帳1～4級所持者 ②①以外であって障害種別が肢体不自由で当該障がいのため運転する自動車を改造する必要がある人 助成額…限度額 100,000円
身体障害者 自動車改造費 助成制度	重度の身体障がい者または生計を同一にする介護者が、身体障がい者本人の就労等のために、所有する自動車を改造または移動介護用特別仕様車を新たに購入する場合、購入に必要な経費の一部を助成します。 <u>※所得制限あり。改造（契約）する前に障がい福祉課に申請ください。</u> 対象者…①本人運転の場合：身体障害者手帳（上肢・下肢・体幹・脳原性上肢・脳原性移動機能障害における障害程度が1・2級）を持っている人で、自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある人 ②介護者運転の場合：身体障害者手帳（下肢・体幹・脳原性移動機能障害における障害程度が1・2級）を持っている人で、自らまたは生計を同一にする者が所有する自動車に車いすの昇降装置等の移動介護用装置を装着・改造する必要がある人 助成額…限度額 75,000円

申請窓口・問い合わせ… 障がい福祉課 TEL 587-6087、FAX 586-2176

制度名	助 成 内 容
自動車事故 被害者 援護制度	自動車事故が原因で、脳、脊髄または胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障がいがあるため、常時または随時の介護が必要な状態である人に対して支援をします。 支援内容…①在宅介護支援（介護料の支給、相談対応・情報提供、短期入院・入所への支援） ②交通遺児等の育成支援（育成資金無利子貸付、交通遺児等友の会の活動） ③電話相談（NASVA交通事故被害者ホットライン） TEL 0570-000738

申請窓口・問い合わせ… 独立行政法人 自動車事故対策機構 滋賀支所
TEL 585-8290、FAX 585-8291

8. 公共料金などの割引

(1) 市内公共施設利用料金

身体障害者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（またはミライロID）を提示することにより、次の市内公共施設の利用料金等が減額または免除されます。

- ・野洲川河川公園グラウンドゴルフ TEL 586-0800、FAX 586-1933
- ・総合体育館トレーニング室 TEL 587-3477、FAX 587-3276
- ・なかよし交流館 TEL 587-6511、FAX 587-6511
- ・野洲市健康スポーツセンター TEL 596-5964、FAX 596-5965

(2) 県立施設入場（館）料

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの県内在住の人が県立施設を利用する場合、手帳の提示により入場（館）料・使用料が無料または割引料金になる場合があります。

問い合わせ… 各県立施設

(3) JR 運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、JR 運賃が割り引かれます。

手帳に「第一種」（介護付き）の記載がある場合は、同乗する介護者の分も割り引かれます。

乗車種別	乗車券	割引内容	割引率	手帳の種別
単 独	普 通	片道100kmを超える区間のみ	50%	
	回 数	-	-	
	急 行	-	-	
	定 期	-	-	
介護者つき ※介護者は 1名まで	普 通	本人・介護者とも	50%	第1種のみ
	回 数	本人・介護者とも	50%	第1種のみ
	急 行	本人・介護者とも	50%	第1種のみ
	定 期	本人・介護者とも 1. 本人が小児の場合は介護者のみ 2. 介護者に対しては通勤定期乗車券を発行	50%	第1種のみ

※各駅の乗車券販売窓口で、障害者手帳を提示し乗車券を購入してください。

(4) 航空運賃の割引

定期航空路線の国内線全区間について割引が受けられることもあります。

割引が受けられる対象者の障がい区分については、各航空会社に事前にお問い合わせください。

ただし、時期によっては、「障害者割引」より、「事前購入割引」の人が、割引率が高いことがあります。

問い合わせ… 各航空会社

(5) 野洲市コミュニティバス おのりやす の料金

バス料金のお支払いの際（バス降車時）に、身体障害者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（またはミライロID）を提示することにより、本人および介助者は野洲市コミュニティバスの料金が半額（中学生以上100円・小学生50円）になります。

問い合わせ… 都市政策課 TEL 587-6324、FAX 587-6960

(6) バス・タクシー・有料道路通行料割引

区 分	内 容	問い合わせ
私鉄バス 運賃割引	身体障害者手帳または療育手帳所持者について割引制度があります。また、精神障害者保健福祉手帳の所持者についても割引がある場合があります。 ※利用方法等については各バス会社へお問合せください。	各バス会社
タクシー 運賃割引	タクシー乗車時に、身体障害者手帳または療育手帳を提示することにより、料金が10%割引になります。 ※有料道路通行料金、駐車場料金等は対象外。	滋賀県タクシー協会 TEL 585-8261 FAX 585-8262
有料道路の 通行料金割引	(対象者) ① 障がい者本人が運転する場合 身体障害者手帳の交付を受けているすべての人が対象 ② 介護者が運転し、障がい者本人が同乗している場合 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている 重度の障がいのある人 ※「重度」については、手帳記載の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲です。 【割引率】50% 【利用手続】 障がい福祉課に身体障害者手帳または療育手帳、自動車検査証、免許証をお持ちください。 ※ETCノンストップ走行の利用を希望する場合、ETCカード（原則として本人名義のもの）、ETC車載器セットアップ申込書・証明書も上記に加えて同時にお持ちください。 ※窓口で申請書および説明書があります。 ※令和5年3月27日から、これまで事前登録された自家用車（1人につき1台）に適用されていた有料道路の障害者割引について、事前登録された自家用車をご利用できない場合も、障害者割引の対象となるよう要件が緩和されました。	西日本高速道路(株) NEXCO西日本 お客様センター TEL 0120-924-863 障がい福祉課 TEL 587-6087 FAX 586-2176

(7) NHK放送受信料の減免

区 分	内 容	免 除
NHK放送 受信料の免除	世帯構成員のどなたかが、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳）のいずれかをお持ちで、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合	全額免除
	次のいずれかにあてはまる人が世帯主で、かつ受信契約者の場合 ・視覚・聴覚障害のある人（身体障害者手帳をお持ちの人） ・身体障害者手帳（１級または２級） ・療育手帳または判定書（Ａ１またはＡ２） ・精神障害者保健福祉手帳（１級）	半額免除

問い合わせ…（受信料について）NHK大津放送局営業部 TEL 521-3083

（該当の可否について）障がい福祉課 TEL 587-6087、FAX 586-2176

(8) 携帯電話使用料等の割引

区 分	内 容
携帯電話料金割引	障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳）のいずれかをお持ちの人は、携帯電話基本使用料等が割引になります。 ただし、携帯電話会社により割引の範囲や手続方法等が異なりますので、詳しくは直接各携帯電話会社にお問い合わせください。

(9) 郵便料金等の減免・軽減

区 分	内 容	問い合わせ
点字郵便物 および 特定録音物等郵便物	次の郵便物で開封のものは無料です。（３キログラムまで） ・点字郵便物は、点字のみを掲げたものを内容とするもの ・特定録音物等郵便物は、盲人用の録音物または点字用紙を内容とする郵便物で、日本郵便株式会社が指定する施設から差し出し、またはこれらの施設にあてて差し出されるもの	※料金等詳細については、郵便局へお尋ねください。 野洲郵便局 TEL 588-2345 FAX 588-1014
聴覚障害者用 ゆうパック	聴覚障害者用ビデオテープなどの録画物を内容とする郵便物で、日本郵便株式会社の指定を受けた聴覚障害者福祉施設と聴覚障がい者との間における貸し出し、または返却のために発受するものは、料金が安くなります。	
はがき （青い鳥ハガキ） の無料配付	重度の身体障がい者および重度の知的障がい者で希望される人に、年１回無料で通常郵便はがき２０枚を配布します。 【受付期間】４月上旬から５月下旬まで 【対象者】 身体障害者手帳１級または２級の人 療育手帳Ａ１またはＡ２の人	

ぜいせいど 9.税制度

各種控除等の制度があります。詳細は問い合わせにてご確認ください。

税の種類	内 容	対 象	窓 口
市県民税	障害者控除（一般）	本人、配偶者または扶養親族に、 心身障がいのある人	市税務納税課
	障害者控除（特別）	上記の障がいのある人が 重度である場合 ※同居の場合、加算があります	
	※前年の合計所得が 135 万円以下の障がいのある人は非課税になります。		
所得税	障害者控除（一般）	本人、配偶者または扶養親族に、 心身障がいのある人	草津税務署
	障害者控除（特別）	上記の障がいのある人が 重度である場合 ※同居の場合、加算があります	
相続税	障害者控除	心身障がいのある人・児童が相続 により財産を取得した場合	
贈与税	特定障害者に対する非課税	特定障害者	

問い合わせ… 市税務納税課
草津税務署

TEL 587-6040、FAX 587-2439
TEL 562-1315（代表）

じどうしゃ かん ぜい げんめん ■自動車に関する税の減免について

税の種類	対 象	窓 口
自動車税	障がいの程度、自動車の所有者、運転者等の状況により条件が異なります。 ※詳細については県の冊子がありますので、障がい福祉課窓口に申し出てください。	自動車税事務所 または 南部県税事務所
軽自動車税	障がいの程度、自動車の所有者、運転者等の状況により条件が異なります。 ※毎年、5月中旬に納付書が送付されますので、納期限7日前までに減免申請手続きをお願いします。	市税務納税課

問い合わせ…自動車税事務所 TEL 585-7288、FAX 585-7299
南部県税事務所 TEL 567-5406、FAX 566-0439
市税務納税課 TEL 587-6040、FAX 587-2439

10. 緊急時通報等サービス

(1) 聴覚・言語障がい者用緊急（消防）連絡

聴覚・言語障がいのある人がファックスおよび携帯電話から119番通報ができます。

【ファックス119番】

局番なしの119に送信してください。ファックス専用通報用紙は、湖南広域消防局の各消防署、障がい福祉課にあります。

【NET119緊急通報システム】

携帯電話を利用して、緊急通報ができるシステムです。事前登録必要。

問い合わせ… 湖南広域消防局 災害管制課 TEL 552-8119、FAX 552-5050
障がい福祉課 TEL 587-6087、FAX 586-2176

(2) 聴覚・言語障がい者用緊急（警察）連絡

聴覚・言語障がいのある人が、ファックスおよびアプリで110番通報ができます。

【ファックス110番】 FAX 526-0110

【110番アプリ】ご利用は、「110番アプリ」で検索して、アプリをダウンロードしてください。事前登録必要。

問い合わせ… 滋賀県警察本部通信指令課 TEL 522-1231

(3) 野洲市防災アプリ

市からのお知らせ、防災無線の放送内容、気象情報等、様々な防災情報をアプリで受け取ることができます。

防災マップ機能では避難所や災害リスクを確認できます。

ご利用は、「野洲市防災アプリ」で検索して、アプリをダウンロードしてください。

iPhoneはこちら



Androidはこちら



問い合わせ… 自治防災課 TEL 587-6043、FAX 587-4033

(4) 緊急通報装置設置事業

ひとり暮らしの重度の身体障がいのある人等の緊急時における早期の対応、生命の安全を図るため緊急通報装置を設置します。

費用の負担額…300円/月 ※市民税非課税世帯の人は、利用者負担額無料。

問い合わせ… 障がい福祉課 TEL 587-6087、FAX 586-2176

■緊急時（不測事態発生時）の手話通訳者・要約筆記者の派遣について

不測事態の発生等、緊急に通訳者の派遣が必要となった場合は下記へご相談ください。

① 土曜・日曜日、祝日、年末年始及び午後4時45分～午前9時00分

（市役所の執務時間外）

TEL 587-1121（市役所代表）、FAX 586-1598（宿直室）

② ①以外の午前9時00分～午後4時45分（市役所の執務時間内）

TEL 587-6087、FAX 586-2176（障がい福祉課）

※平常時の手話通訳者・要約筆記者の派遣依頼は原則 1 週間前までに障がい福祉課へ申請書の提出をお願いします。

（5）NTT^{えぬていていむりょうばんごうあんない}無料番号案内 104（ふれあい案内^{あんない}）

電話帳の利用が困難な下記の方は、NTTに事前登録しておくことで、無料で番号案内「104番」が受けられます。

対象… ○身体障害者手帳所持者

・視覚障害1～6級

・肢体不自由1～2級

（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）

・聴覚障害2～6級（1級・5級はなし）

・音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害3～4級

○療育手帳所持者

○戦傷病者手帳（視力・上肢）所持者

○精神障害者保健福祉手帳所持者

問い合わせ… NTT西日本ふれあい案内 TEL 0120-104-174

11. ほか こうきょう その他の公共サービス

(1) や す としょかん 野洲図書館のサービス

■図書館への登録

図書館の本・雑誌・視聴覚資料（CD、DVD など）などを借りるためには「としょかんカード」が必要です。住所が確認できるもの（マイナンバーカード・免許証など）をご持参ください。図書館へのご来館が困難な人は、代理の人が手続きできます。詳しくは図書館までお問合せください。

■貸出期間・冊数

貸出期間は3週間、冊数は自由です（期間内で読める範囲でお願いします）。視聴覚資料は1人10点まで、絵画は1人1点6週間借りられます。

■予約・リクエスト

希望する資料が貸出中のときは、予約ができます。所蔵していない本はお取り寄せします。お気軽にご相談ください。

■レファレンスサービス（調べものサポート）

図書館の資料やその他さまざまな情報源を使って、皆さまの調べ物をお手伝いします。日々の暮らしのなかで生じた疑問の解決や、調査・研究に必要な資料探しの際は、お気軽に司書へお尋ねください。

■宅配サービス

身体の障がいなどで図書館へのご来館が困難な人へ、資料を直接お届けする宅配サービスを実施しています。まずは図書館までお問い合わせください。

■郵送貸出サービス

次のいずれかに該当する人は、図書館が所蔵する資料をご自宅まで郵送します（郵送料無料）。

対象…①身体障害者手帳（1級または2級）の交付を受けている人

②療育手帳（A1またはA2）の交付を受けている人

③精神障害者保健福祉手帳（1級または2級）の交付を受けている人

④介護保険被保険者証（要介護4または5）の交付を受けている人

⑤上記以外で、図書館への来館に同等の困難があると館長が認める人

貸出期間…4週間まで

事前に郵送貸出の利用登録が必要です。詳しくは図書館までお問い合わせください。

■さまざまな資料をご活用ください

普通の本より活字が大きくて読みやすい大活字本や、点字本、点字を貼り付けた絵本、布の絵本、文学作品などの朗読を収録した朗読CD、朗読カセットなども所蔵しています。デージー資料を再生する機器もあります。図書館にない資料もお取り寄せできます。

■館内では

図書館入口に車椅子とベビーカー、閲覧室にブックカートを用意しています。補聴器に会話等の音声を送信するループを、カウンターとホールに設置しています。

■中主地区の図書館

野洲市北部合同庁舎（旧中主町役場）内に野洲図書館中主分館があります。あわせてご利用ください。

問い合わせ… 野洲図書館 TEL 586-0218、FAX 587-5976

(2) 県立図書館の郵送貸出サービス

次のいずれかに該当し、来館が困難な人（等級の定めあり）は、あらかじめ郵送貸出の登録をすることにより、郵送貸出サービス（郵送料無料）を受けることができます。

- 対象…①身体障害者手帳の交付を受けている人
 ②療育手帳の交付を受けている人
 ③戦傷病者手帳の交付を受けている人
 ④介護保険被保険者証の交付を受けている人

※等級等の詳しい条件は、県立図書館までお問い合わせください。

貸出冊数・期間… 1人20冊、4週間まで

※大活字本やCDブックなど、通常の活字では読書が難しい方向けの資料も所蔵しています。
 拡大読書器や活字を音声読み上げする「よむべえ」など、読書をサポートする機器類を館内に設置しています。

問い合わせ… 県立図書館 サービス課 障害者サービス担当
 TEL 548-9691、FAX 548-9790

(3) 郵便による不在者投票

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当する人または介護保険の要介護状態区分が「要介護5」の人に認められています。

身体障害者 手帳	障 害 名	障害の程度		
		1級	2級	3級
	両下肢・体幹・移動機能の障がい	○	○	
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	○	—	○
	免疫・肝臓の障がい	○	○	○

戦傷病者 手帳	障 害 名	障害の程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
	両下肢・体幹の障がい	○	○	○	
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう 直腸・小腸・肝臓の障がい	○	○	○	○

※在宅投票される場合、投票用紙等の請求期限は、投票日の4日前までです。

在宅投票をするためには市選挙管理委員会が交付する「郵便等投票証明書」が必要です。
 この証明書の交付申請はあらかじめ行ってください。

問い合わせ… 野洲市選挙管理委員会（総務課内） TEL 587-6038、FAX 587-4033

(4) 県立視覚障害者センターの事業

■図書の出借

小説、エッセイから専門書まで、幅広いジャンルの図書を「点字」「CD」にして貸出しをしています。また、当センターにない本は、全国の図書館から取り寄せて貸し出します。

■プライベート点訳・音訳

お手元にある資料や本などを、点字にしたり、CDに録音したりできます。

■**対面音訳** 資料や本などを、読んで聞かせて欲しい時に利用できます。

■**家庭社会生活訓練** 視覚障がい者が家庭社会生活上必要な訓練・指導を行います。

■**生活行動訓練** 視覚障がい者が、日常生活上必要な訓練・指導を行います。

- ① 点字訓練 ② 歩行訓練

■ITサポート

① 音声や拡大画面を使って、パソコンやスマートフォンの操作方法を学ぶ「IT講習」「ITサロン」を開催しています。

② 専門のITサポーターが、ご自宅への訪問サポートをしています。

■養成講座

点訳ボランティア、音訳ボランティア、同行援護従業者（ガイドヘルパー）を養成しています。

■点字情報ネットワーク

毎日の新しい新聞情報等を、希望する視覚障がい者に点字物として提供します。

■広報紙の点訳・音訳

滋賀県の広報紙「滋賀（しが）プラスワン」、「滋賀県議会だより」の点字版CD版を希望者に定期的に送付します。

問い合わせ… 県立視覚障害者センター TEL 0749-22-7901、FAX 0749-22-7890

(5) 県立聴覚障害者センターの事業

■手話通訳・要約筆記者の派遣

家庭生活や社会生活上でのコミュニケーションを円滑にし、社会への完全参加と平等を図るため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

■**養成講座** 手話通訳者、要約筆記者を養成しています。

■**聴覚障がい者生活訓練** 聴覚障がい者のための様々な講習会を行っています。

- 日曜教室 ○手話講習（講師養成）

■聴覚障害に関する相談

生活で困っていること、聞こえや補聴器などについて聞きたいこと、パソコンやインターネットなどITに関することなどに対する相談窓口を設けています。

- 生活相談 ○きこえの相談 ○IT相談

■聴覚障がい者向けビデオ制作・ビデオライブラリー

ビデオに手話や字幕を挿入したり、聴覚障がい者向けのビデオ制作をしています。

また、貸出を行っています。

■情報機器の貸出

聴覚障がい者に対する情報保障・コミュニケーションを円滑にするための機器、OHC、プロジェクター、スクリーン等の貸出を行っています。

■センターだより発行

1年に4回センターの情報を発行しています。

■聴覚障がい児及び保護者サポート

聴覚障がい児の子育てに役立つ情報提供や集団活動の場を提供し、豊かなコミュニケーションを支援します。

問い合わせ… 県立聴覚障害者センター TEL 561-6111、FAX 565-6101

(6) 県立障害者福祉センターの事業

県立障害者福祉センターは、障がいのある人の施設として、障害等に配慮した設備・器具を設置し、障がいのある人は、無料でご利用いただけます。詳しくはお問い合わせください。
また、以下の事業を実施しています。

■行事

社会参加を促進するための行事、大会等を開催しています。

■更生相談事業

医師及び理学療法士による医療相談の実施、リハビリテーションの相談等の実施、アドバイスをしています。

■障害者スポーツ指導事業

スポーツ入門教室、重度障害者対象教室を開催しています。

■障害者文化教養向上事業

文化・教養教室、地域支援教室等を実施しています。

■養成研修事業

ボランティア、障害者スポーツ等に関する講座等を実施しています。

問い合わせ… 県立障害者福祉センター TEL 077-564-7327

FAX 077-564-7641

(7) NPO法人しが盲ろう者友の会の事業

滋賀県からの委託事業として「盲ろう者社会参加促進事業」を行っています。

■盲ろう者のための通訳・介助者の派遣事業

盲ろう者が外出するとき（買い物、病院、市役所、研修への参加等）や、人とのコミュニケーションが必要な場合、県登録の通訳・介助者を派遣しています。

■盲ろう者の生活訓練事業

盲ろう者が生活し、社会参加する手がかりを得るために必要なコミュニケーション訓練、作業訓練等を支援者と一緒に行っています。

近江八幡市で週3回（月、水、金）、湖北、甲賀、湖西で月1回開催。

■盲ろう者相談支援事業

盲ろう者には、コミュニケーションの困難による生活の悩みや不安を抱えていることから相談員を設置し、盲ろう者やその家族と面談して生活相談を受け、盲ろう者福祉と生活の質の向上を目指しています。各市町の福祉課等関係機関との連携もあります。

■盲ろう者向け通訳・介助者の養成事業

盲ろう者向け通訳・介助者を養成するために、毎年講座を開催します。

■登録通訳・介助者資質向上の研修

登録盲ろう者通訳・介助者を対象に、専門性を高めるための研修を開催します。

■盲ろう者啓発事業

盲ろう者の特性や困難を知っていただき、盲ろう者の障がいの理解を広めます。

問い合わせ… NPO法人しが盲ろう者友の会 TEL 0748-31-2522

FAX 0748-31-2523

(8) 野洲市社会福祉協議会の登録ボランティア

文書・パンフレットなどの点訳・音訳、案内表示の点字など、社会福祉協議会に登録されているボランティアグループに協力いただき、対応することができます。

問い合わせ… 野洲市社会福祉協議会 TEL 589-4683、FAX 589-5783

(9) 駐車禁止等規制除外の標章

身体障がいなどを理由として歩行困難な人が使用する車両は、「駐車禁止除外指定車標章（身体障害者用）」を掲出することにより、必要に応じ駐車禁止区域内（法定禁止区域内を除く）でも他の交通の妨げにならない限り、駐車禁止規制の対象から除外されます。

「駐車禁止除外指定車標章」の申請手続きは、住所地を管轄している警察署において行います。

問い合わせ… 守山警察署 TEL 583-0110

(10) 滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度

障がいのある人や高齢者など、移動に配慮が必要な人を対象に、車いす駐車場等の利用証を交付し、車いすマーク等の駐車区画の適正な利用を図る制度です。

「車いす使用者等用駐車場利用証」の申請書は滋賀県HPよりダウンロード、もしくは障がい福祉課の窓口にも置いています。

問い合わせ… 滋賀県健康福祉部健康福祉政策課 TEL 528-3512、FAX 528-4850
障がい福祉課 TEL 587-6087、FAX 586-2176



(11) ヘルプマーク・ヘルプカード

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人など、外見からは援助や配慮を必要としていることがわからない人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするために着用・携帯していただくものです。希望される方に無料で配布しています。

ヘルプマーク・カードは、障がい福祉課の窓口や、県庁障害福祉課、県内の各保健所等に設置しています。

問い合わせ… 滋賀県健康福祉部健康福祉政策課
TEL 528-3512、FAX 528-4850
障がい福祉課
TEL 587-6087、FAX 586-2176



あなたの支援が必要です。
ヘルプカード

滋賀県

ふりがな			
氏名	(性別)		
住所			
生年月日	年 月 日	血液型(型)	
連絡先	Rn + -		
緊急連絡先	()		
障害名			
病名			
かかりつけ医療機関			
連絡先	(主治医:)		
自由記載欄			

12.スポーツ活動

■なかよし交流館

障がいのある人々が、スポーツを楽しんだり交流を深めたりすることを目的とした施設です。

利用時間：午前10時～午後6時

休館日：月曜日

※初めてご利用になるときは各種障害者手帳等をご持参ください

問い合わせ… なかよし交流館
TEL 587-6511 (FAX兼用)

使用料

利用区分	施設名	金 額
個人利用	感覚統合室	1人当たり入館 1回につき300円
	スノーズレン室	1人当たり入館 1回につき600円
	アリーナ	1時間につき1,000円
	サウナ・サウナ・サウナ	1時間につき400円
貸切り利用	サウナ・サウナ・サウナ	1時間につき800円
	会議室	1時間につき800円

※野洲市の方は、貸し出し期間により無料になります。
※介助者および同伴者は減免措置により無料になります。

案内図

野洲市なかつよし交流館 野洲市社会福祉協議会

お野洲市(野洲)下車、駅北出口より、野洲駅北口より約30分
近江鉄道バス(水原線)「社会福祉施設」下車
多摩川線バス
野洲市コミュニティバス
近江バス(野洲)より中央バス(野洲)「社会福祉施設」下車

野洲市
なかよし交流館
利用ご案内

野洲市 なかよし交流館
〒520-2351 滋賀県野洲市富田甲1339番地24
TEL FAX (077) 587-6511
http://www.waiwai-nakayoshi.sakura.ne.jp
E-mail nakayoshi@coast.ocn.ne.jp

市立施設 特定非営利活動法人YASUJISほろクラブ

設置目的

アリーナ

スノーズレン室

感覚統合室

障がいのある人が気軽にスポーツを楽しんだり、
リラクゼーションの場として利用者相互の交流を図ります。

サウンドテーブルテニス室兼会議室

キッズランド

屋外広場

利用できるスポーツ

- バスケットボール
- バレーボール
- ソフトバレーボール
- ビーチボールバレー
- バドミントン
- 卓球
- ユニバーサルホッケー
- ショートテニス
- ポッチャ
- グラウンド・ゴルフ
- フライングディスク

等

利用できるコート

- バスケットボールコート 1面
- バレーボールコート 1面
- バドミントンコート 2面

■野洲市障がい者スポーツ大会

障がいのある人の地域での健康保持と機能回復および相互の親睦を深めることを目的として、障がい者スポーツ大会を実施しています。

問い合わせ… 野洲市社会福祉協議会 TEL 589-4683、FAX 589-5783

■滋賀県障害者スポーツ大会(兼 全国大会選考会)

障がいのある人の体力の維持増進と社会参加と相互交流を促進するため、県と市町等が次の競技について毎年スポーツ大会を行っています。12才以上の方が参加対象です。全国大会選考会を兼ねており、競技大会のはじめの1歩となる大会です。

〔実施競技〕【個人競技】フライングディスク、アーチェリー、ボウリング、ボッチャ、水泳、
陸上、卓球

【団体競技】バレーボール、ソフトボール、サッカー、バスケットボール

問い合わせ…(一社)滋賀県障害者スポーツ協会 TEL 522-6000、FAX 521-8118

■スペシャルスポーツの広場

障害者(児)が身近な地域で気軽にスポーツに親しむ機会を提供し日常的なスポーツ活動の定着を図り、地域での障害者スポーツの普及・振興を目的に県内6市で年12回開催しています。

〔主催：滋賀県・(一社)滋賀県障害者スポーツ協会 共催：各市町・滋賀県パラスポーツ指導者協議会等〕

問い合わせ…(一社)滋賀県障害者スポーツ協会 TEL 522-6000、FAX 521-8118

13. ^{じじょ}自助グループ

■ ^{や す し}野洲市の ^{しょう}障 ^{しゃとうじしゃだんたい}がい者当事者団体

市内には、障がいのある人やその家族が当事者団体を組織して、さまざまな活動をしています。同じ悩みを経験した障がいのある人に困りごとを相談したり、サービス等の情報を収集したり、気兼ねせずに話し合い、共に活動することで、問題の解決につながる場合も多いと思います。

市内で組織された障がい者当事者団体は、次のとおりです。興味のある人や加入を希望される人は、それぞれの問い合わせ先までご連絡ください。

● ^{や す し て}野洲市手をつなぐ ^{いくせいかい}育成会

本会は障がいのある子どもを持つ親の会です。障がいのある子どもたち一人ひとりの健やかな成長と明るく豊かな生活を願い、自立や社会参加に向けて活動を展開しています。

日々の生活や子どもの成長、家族のこと、将来のこと、障がいのある人を取り巻く色々なことについて話し合い、情報を交換して野洲市で楽しく安心して暮らしていけるようにするため、親同士の絆を築いて様々な活動に取り組んでいます。（レクリエーション、研修会、親睦会、月一回の茶話会、等）

特別支援学級および特別支援学校に通学・通級または特別な支援を必要とする児童・生徒・卒業生の保護者、野洲市に在住・在勤する障がい者の保護者および本会の趣旨・目的に賛同する人たちが対象です。詳しくは当会のホームページをご参照ください。

◇入会申し込み・問い合わせ：会長 ^{あさだ ますみ}浅田 真澄

TEL/FAX 588-1649 <http://www.eonet.ne.jp/~hondana/yasu-ikusei/>

● ^{や す し}野洲市 ^{せいしんしょう}精神障 ^{しゃかんじゃかぞくかい}がい者患者家族会 ^{かい}（たんぽぽの会）

精神に障がいのある人やその家族と会の趣旨に賛同する人が対象です。

会員相互の親睦と本人や家族が抱える問題の解決を図り、精神疾患や精神障がいに対する理解を高めるとともに、精神障がい者の自立と社会参加を促進することを目的として設置された団体です。

会員相互の親睦を図る機会として定例会（年4回）で学習会やレクリエーションを開催するほか、悩みや問題を打ち明けられる談話の機会（家族相談：要予約）、サロン活動（毎月第1日曜日 13:30～）、県や関係機関が開催する事業への参加、精神障がいに対する理解を深めるための啓発活動等を実施しています。

◇入会申し込み・問い合わせ

事務局：健康推進課（野洲市健康福祉センター内） TEL 588-1788 会長 ^{かわしま きょうこ}河島 京子

や す し かくし ょう し ゃき ょうかい
●野洲視覚障がい者協会

視覚に障がいのある人や会の活動に賛同する人が対象です。

視覚に障がいのある人が相互に助け合い、自立と社会参加を推進する事業を行い、福祉の増進と文化の向上に努め、地域社会の発展に寄与することを目的として設置された団体です。

協会では、歩行訓練や点字訓練のほか、料理教室や華道教室等のレクリエーション活動を行い、これらの活動を通して交流を進めています。

また、日常生活の困りごとや福祉用具の活用法等、視覚障がいを持つ人だからこそわかる悩み等について、話し合いや、勉強会を行っています。お気軽にご連絡ください。

◇入会申し込み・問い合わせ 事務局 村田 幸江 TEL/FAX 588-4673

や す し ち ょうかくし ょうがい し ゃき ょうかい
●野洲市聴覚障害者協会

聴覚に障がいのある人や、会の活動に賛同する人が対象です。

聴覚に障がいのある人の福祉の向上、会員相互交流と地域住民の理解を深めるための啓発活動を行うため設置された団体です。

協会では、聞こえなくても地域で安心して暮らしていくため、「きこえ」に配慮した分かりやすい勉強会や情報提供、地域住民への啓発活動のほか、中途失聴者や難聴者（音声言語獲得後に聴力が低下した人）への相談支援等も行います。

◇入会申し込み・問い合わせ 会長 小野田 直也 FAX 586-4590

14.さまざまな相談窓口

かんけいきかんいちらん

▽関係機関一覧

機関名	住 所	TEL・FAX	備 考
野洲市役所 障がい福祉課	〒520-2395 野洲市小篠原 2100 番地 1 (野洲市役所西別館 1 階)	TEL 587-6087 FAX 586-2176	障害福祉サービスに 関する相談
野洲市役所 地域生活支援室 (障がい者虐待防止センター)		TEL 587-6169 FAX 586-2176	障がい児者全般に 関する相談
野洲市役所 健康推進課	〒520-2315 野洲市辻町433番地1 (野洲市健康福祉センター内)	TEL 588-1788 FAX 586-3668	精神障がいに関する相談
野洲市 発達支援センター	〒520-2331 野洲市小篠原 1973 番地 1	TEL 587-0033 FAX 587-2004	発達障がいや療育教室に関 する相談
滋賀県健康福祉部 障害福祉課	〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1	TEL 528-3542 FAX 528-4853	滋賀県庁内
滋賀県中央子ども 家庭相談センター	〒525-0072 草津市笠山七丁目 4-45	TEL 562-1121 FAX 565-7235	18 歳未満の児童、 女性相談、DV・児童虐待 など
滋賀県リハビリ テーションセンター 更生相談担当	〒525-0072 草津市笠山七丁目 8-138 県立長寿社会福祉センター内	TEL 567-7221 FAX 567-7222	身体障がいのある人の 各種相談
滋賀県立 聴覚障害者センター	〒525-0032 草津市大路二丁目 11-33	TEL 561-6111 FAX 565-6101 メール： shigajou@eos.ocn .ne.jp	聴覚に障がいのある人の 生活相談や手話通訳等の 派遣などの事業
滋賀県立 視覚障害者センター	〒522-0002 彦根市松原一丁目 12-17	TEL 0749-22-7901 FAX 0749-22-7890	視覚に障がいのある人 への各種情報の提供など
草津保健所	〒525-8525 草津市草津三丁目 14-75	TEL 562-3534 FAX 562-3533	障がい者福祉 精神保健福祉 難病対策に関する相談
滋賀県発達障害者 支援センター (南部センター)	〒525-0072 草津市笠山八丁目 5-130 むれやま荘内	TEL 561-2522 FAX 502-2489	自閉症等発達障がいに関 する専門的な相談

機関名	住 所	TEL・FAX	備 考
滋賀県知的障害者 更生相談所	〒525-0072 草津市笠山八丁目 5-130	TEL 563-8448 FAX 562-4334	知的障がいのある人の 各種相談
滋賀県精神保健 福祉センター	〒525-0072 草津市笠山八丁目 5-130	TEL 567-5010 FAX 566-5370	精神保健福祉相談
滋賀県重症心身障害児 者・医療的ケア児等支 援センターこあゆ	〒525-0072 草津市笠山八丁目 3-113 びわこ学園医療福祉センター 草津 地域交流ステーション みなも内	TEL 566-0746 FAX 566-0746	重症心身障害児者及び医 療的ケア児等とその家族 の相談
草津年金事務所	〒525-0025 草津市西沢川一丁目 16-35	TEL 567-2220 FAX 562-9638	年金・社会保険関係
滋賀県 社会福祉協議会	〒525-0072 草津市笠山七丁目 8-138 県立長寿社会福祉センター内	TEL 567-3920 FAX 567-3923	福祉人材の確保・育成、 地域福祉の推進など
野洲市 社会福祉協議会	〒520-2423 野洲市西河原 2400 番地	TEL 589-4683 FAX 589-5783	地域福祉、ボランティア、 介護保険事業、地域福祉 権利擁護事業、障がい児・ 者計画相談
滋賀県立 野洲養護学校	〒520-2301 野洲市小南 588 番地	TEL 586-6850 FAX 586-6870	知的、肢体不自由等の 障がいのある児童、生徒 のための特別支援学校
滋賀県立 福祉用具センター	〒525-0072 草津市笠山七丁目 8-138 県立長寿社会福祉センター内	TEL 567-3907 FAX 567-3967	福祉用具関係 製作依頼・相談
野洲市 消費生活センター	〒520-2395 野洲市小篠原 2100 番地 1 (野洲市役所本館 1 階)	TEL 587-6063 FAX 586-2177	消費者トラブルや借金等 の相談

しんたいしょうがいしゃ ちてきしょうがいしゃそうだんいん けいしょうりやく
▽身体障害者・知的障害者相談員（敬称略）

にんき れいわ ねん がつ にち
※任期は令和10年3月31日まで

	相談員氏名	電話番号
身体障害者相談員	高野 正子（たかの まさこ）	090-2601-7341
	大田 新子（おおた しんこ）	090-2592-6722
知的障害者相談員	重田 靖江（しげた やすえ）	586-1580
	西村 由美（にしむら ゆみ）	587-1082

市内福祉サービス事業所一覧

令和8年3月末現在

■生活介護事業所

事業所名	所在地	電話番号	FAX
にっこり作業所	辻町 57-7	588-0503	588-1146
ふれあいワークス	吉地 1130-1	589-8101	589-8102
おおきな木	北櫻 920-1	587-4518	587-4508
重症心身障害者通所施設 さんさん	北櫻 978-2	587-4290	518-0482
野風草	小篠原 897-4	518-1500	518-1501
あんと	高木 155-23	515-2277	515-2277
kama-moto	西河原 586-1	598-5666	598-5666
青空てらす	比留田 725	575-1006	575-1993
共生型デイサービス芽ばえ	小南 1876	535-0914	576-2731
ぴ〜す無式会社	小篠原 820-16	576-0166	576-5812
青空てらす吉川	吉川 928-3	589-8237	589-8238
生活介護事業所 tento	野田 1705	532-3175	532-3175

■就労移行支援事業所

事業所名	所在地	電話番号	FAX
出合いの家	富波乙 187	586-2487	514-7575

■就労継続支援 A 型事業所

事業所名	所在地	電話番号	FAX
陽だまり A 型	北櫻 932	586-3206	586-3207
就労支援センタールミエル	大篠原 91	586-7773	558-6111
ウェルメント野洲	野洲 1463-12	532-0043	532-0044

■就労継続支援 B 型事業所

事業所名	所在地	電話番号	FAX
第二にっこり作業所	辻町 57-7	588-0503	588-1146
出合いの家	富波乙 187	586-2487	514-7575
陽だまり	辻町 325	586-7338	598-0317
ふれあいワークス	吉地 1130-1	589-8101	589-8102
暮らしを考える会	小堤 184-1	586-0623	586-1403
第二出合いの家	吉地 1405	596-3820	596-3821
青空てらす	比留田 725	575-1006	575-1993
ルミエルスーパーB45	大篠原 86	586-7773	558-6111
QUO.Yasu	北野一丁目 6-1	572-8841	572-8847
就労支援事業所つながり	高木 797-13	584-5571	588-5572

■就労定着支援事業所

事業所名	所在地	電話番号	FAX
出合いの家	富波乙 187	586-2487	514-7575
就労支援センタールミエル	大篠原 91	586-7773	558-6111

■就労選択支援事業所

事業所名	所在地	電話番号	FAX
出合いの家	富波乙 187	586-2487	514-7575

■地域移行支援事業所

事業所名	所在地	電話番号	FAX
精神障害者地域生活支援センター風	八夫 1318	589-8784	589-5478

■地域定着支援事業所

事業所名	所在地	電話番号	FAX
精神障害者地域生活支援センター風	八夫 1318	589-8784	589-5478

■居宅介護事業所

事業所名	住所	電話番号	FAX
niji-iro	西河原 2405 番地	585-2612	585-2612
ヘルパーステーション 風	八夫 1318	589-6860	589-5478
ヘルプステーション ちょこれーと。	北櫻 978-2	586-1856	518-0482
ライフパートナー すり〜ぴ〜す	小篠原 894-1	576-0166	576-5812
株式会社 青空訪問介護事業所	富波乙 690-15	586-3605	598-1660
しみんふくし滋賀 訪問介護事業所	小篠原 1111-1-103	586-2598	586-8786
トータルサポート いろ葉	西河原 252-2	576-8040	532-2068
訪問介護事業所 ルシエル	久野部 200-1-101	596-3150	596-3151
ヘルパーステーション kokoro	小篠原 1800-30	080-3842-6528	598-6528
ヘルパーステーションぽこ野洲	富波甲 972	588-6590	587-1740
ハッピードア	永原 711-3	532-2860	575-9079
ユースタイルケア 守山・野洲センター	栄2-8 湖南工芸1階4号	514-8680	514-8681
ヘルパーステーション SMILEY	吉地 1385 番地 エスポワールハイムⅡ202 号	589-5006	589-5007
ラ・ステイト野洲ヘルパーステーション	野洲 2053-1	599-0352	599-0881

■重度訪問介護事業所

事業所名	住所	電話番号	FAX
niji-iro	西河原 2405 番地	585-2612	585-2612
ヘルプステーション ちょこれーと。	北櫻 978-2	586-1856	518-0482
ライフパートナー すり〜ぴ〜す	小篠原 894-1	576-0166	576-5812
株式会社 青空訪問介護事業所	富波乙 690-15	586-3605	598-1660
しみんふくし滋賀 訪問介護事業所	小篠原 1111-1-103	586-2598	586-8786
ヘルパーステーション kokoro	小篠原 1800-30	080-3842-6528	598-6528
ハッピードア	永原 711-3	532-2860	575-9079
ユースタイルケア 守山・野洲センター	栄2-8 湖南工芸1階4号	514-8680	514-8681
ヘルパーステーション SMILEY	吉地 1385 番地 エスポワールハイムⅡ202 号	589-5006	589-5007
ラ・ステイト野洲ヘルパーステーション	野洲 2053-1	599-0352	599-0881

■同行援護事業所

事業所名	住所	電話番号	FAX
ハッピードア	永原 711-3	532-2860	575-9079

■行動援護事業所

事業所名	所在地	電話番号	FAX
ヘルプステーション ちょこれーと。	北櫻 978-2	586-1856	518-0482
ライフパートナー すり〜ぴ〜す	小篠原 894-1	576-0166	576-5812
ヘルパーステーション SMILEY	吉地 1385 番地 エスポワールハイムⅡ202号	589-5006	589-5007

■短期入所

事業所名	所在地	電話番号	FAX
短期入所施設 歩人	八夫 1318	589-8792	589-5585
びわこ学園 医療福祉センター野洲	北櫻 978-2	587-1144	587-4211
ケアホームえまい	南櫻 2292-27	518-0700	518-0655
近江富士ホテル	近江富士 2-8-30	599-0345	599-0365
介護老人保健施設 すみれ苑	小篠原 490-1	588-3001	588-3002

■グループホーム

事業所名	所在地	電話番号	FAX
ケアホーム大樹	比留田 994	589-6420	589-6420
グループホームわっはっは	近江富士 5-18-5	587-6845	587-6845
ケアホーム えまい	南櫻 2292-27	518-0700	518-0655
グループホームアポロ2	高木 122-58	552-2220	552-2220
グループホームがじゅまる	西河原 2597	0748-40-0286	0748-40-0352
グループホームにじいろ	近江富士 5-19-5	588-0503	588-1146
グループホーム湖湖 yukihata	行畑 2-8-17	080-3821-9940	—
近江富士ヒルズ	近江富士 2-8-30	599-0345	599-0365
グループホーム樹	八夫 1318	589-8792	589-5478
ホーム COME TRUE	行畑二丁目 17-17	535-5635	535-5635

■児童発達支援事業所

事業所名	所在地	電話番号	FAX
ベストライフ歩	小篠原 978-3-101	518-0275	518-0275
pono-pono	西河原 2405	596-3631	596-3631
エンジェル野洲	小篠原 2102-2	588-0515	588-0515
あさがお	富波甲 1158-7 チアーハウスⅡ 1 階	516-4078	516-4079
通所支援事業所おれんじ	富波甲 1452 番地 グランドール野洲	598-1696	598-1697
児童発達支援センターにこにこ教室	小篠原 1973-1	587-0033	587-2004

■放課後等デイサービス事業所

事業所名	所在地	電話番号	FAX
放課後等デイサービスせかんどぴ〜す	小篠原 894-1	576-0166	576-5812
ベストライフ歩	小篠原 978-3-101	518-0275	518-0275
児童通所支援事業所てのひら野洲市三宅	市三宅 2476 岩井ビル 3 階	587-8860	587-8861
児童通所支援事業所てのひら野洲小南	小南 1475-10	599-0213	599-0214
pono-pono	西河原 2405	596-3631	596-3631
いまここ ami	小篠原 1115-5	584-5798	584-5799
マザーズ野洲	富波乙 798-5	598-5164	598-5165
TINO 学び舎	永原 31 番地	598-5213	—
エンジェル野洲	小篠原 2102-2	588-0515	588-0515
あさがお	富波甲 1158-7 チアーハウスⅡ 1 階	516-4078	516-4079
通所支援事業所おれんじ	富波甲 1452 番地 グランドール野洲	598-1696	598-1697

■居宅訪問型児童発達支援事業所

事業所名	所在地	電話番号	FAX
あうとりーち和泉	久野部 138-7-2B	090-1028-5123	050-3145-1379
pono-pono	西河原 2405	596-3631	596-3631

■保育所等訪問支援事業所

事業所名	所在地	電話番号	FAX
あうとりーち和泉	久野部 138-7-2B	090-1028-5123	050-3145-1379
児童発達支援センターにこにこ教室	小篠原 1973-1	587-0033	587-2004

■障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律）

障害者虐待防止法は、虐待によって障がい者の権利や尊厳がおりやかされることを防ぐ法律です。

法律では、虐待に気づいた人の通報義務も定められています。「見て見ぬふり」は、虐待を許していることと同じことです。みんなで協力して、だれもが安心して暮らせる社会をつくりましょう。



○法律で3種類に分類される障がい者虐待

野洲市障がい者虐待防止連絡協議会
啓発キャラクター 「マネッキー」

擁護者による虐待

障がい者の生活の世話などを行っている家族や親族、同居人による虐待

施設従事者による虐待

福祉施設やサービス提供事業所で働いている職員による虐待

使用者による虐待

障がい者を雇って働かせている事業主や従業員などによる虐待

○こんなことが虐待になります

身体的虐待

障がい者の体に暴力を加えたり、正当な理由なく身動きをとれなくすること

性的虐待

障がい者に無理やり（同意とみせかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること

心理的虐待

障がい者を侮辱したり、拒絶するような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること

放棄・放任(ネグレクト)

食事や入浴、洗濯などの世話や介助をせず、障がい者の心身を衰弱させること

経済的虐待

本人の同意なしに年金や賃金などを使ったり、理由なく金銭を与えないこと

○早期発見と速やかな通報

虐待をしている人やされている人にその自覚がなかったり、虐待されていてもSOSを発信できないケースもあります。小さなサインを見逃さず、「虐待かな？」と感じたら一人で抱え込まずに速やかに下記まで通報してください。

問い合わせ… 障がい者虐待防止センター（障がい福祉課 地域生活支援室）
TEL 587-6169、FAX 586-2176

■障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消に関する法律）

障がいのある人には、残念ながら社会参加を妨げる障壁や差別があります。

誰もが互いの人格と個性を尊重して支え合う“共生社会”の実現するためには、そのような障壁を取り除き、障がいを理由とした差別をなくしていくことは、誰もが暮らしやすいまちへとつながります。

滋賀県では、障がいのある人もない人も共に生きる社会（共生社会）の実現をめざし、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が2019年10月に全面施行されました。

この条例では、すべての県民、事業者障がいのある人に対する差別を禁止するとともに、合理的配慮の提供を求めています。

○合理的な配慮が必要な「社会的障壁」の具体例

心身の障がいによるものだけでなく、障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるさまざまなもので、次のようなことがあげられます。

社会的障壁	物理的	利用しにくい道路や建物など
	制度的	障がいのある人が利用しにくいルールや制度など
	文化・情報	必要な情報が平等に与えられない慣習や文化など
	意識上	障害者に対する誤った偏見

○地域アドボケーターにご相談ください。

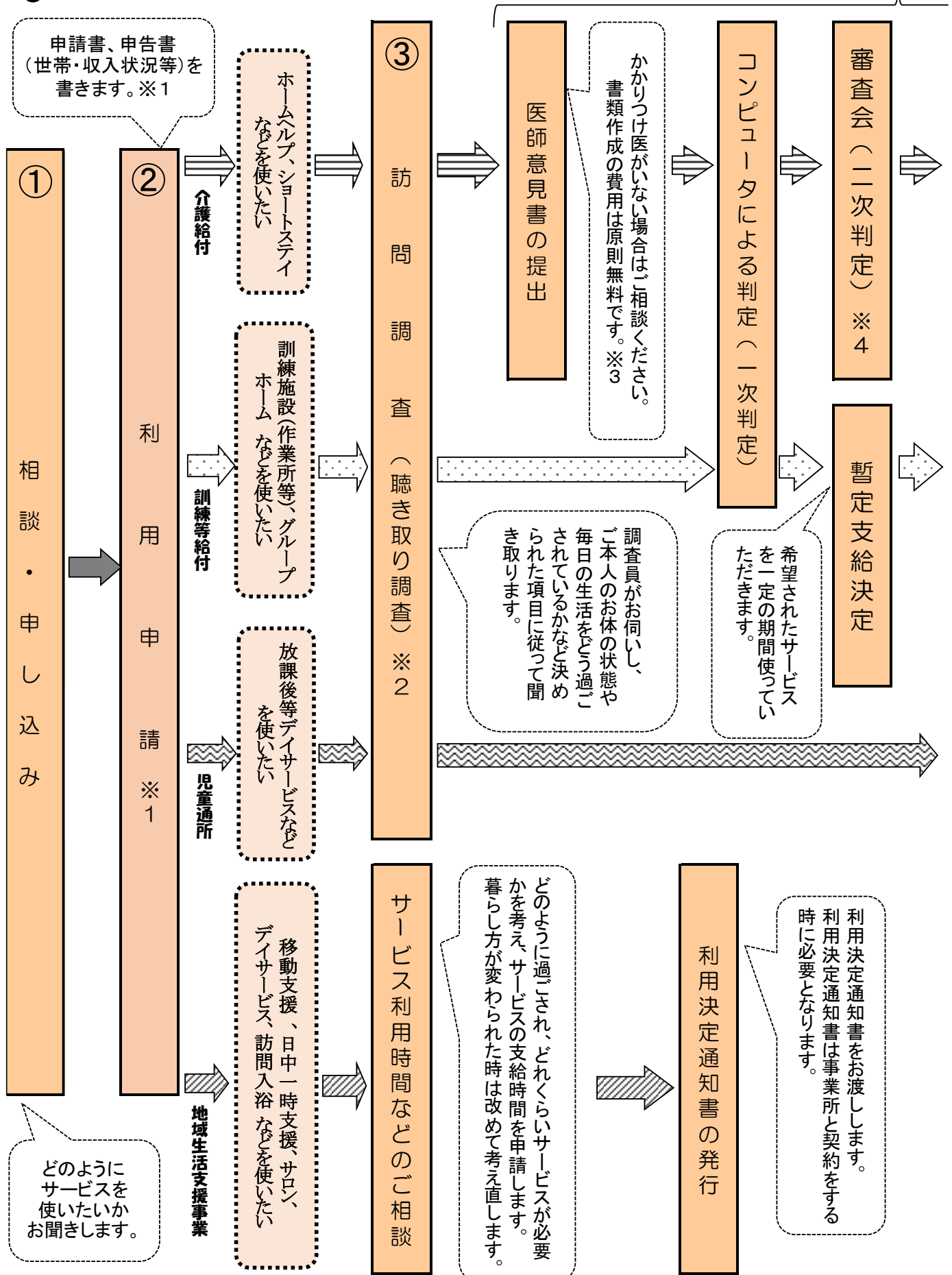
地域アドボケーターは、自身で相談することが難しい障がい者に寄り添い、相談内容を代弁することなどにより、障がい者の権利を養護し、障害者差別解消相談員につなぐ役割を担います。

角谷 美喜子 さん TEL 090-4304-4112

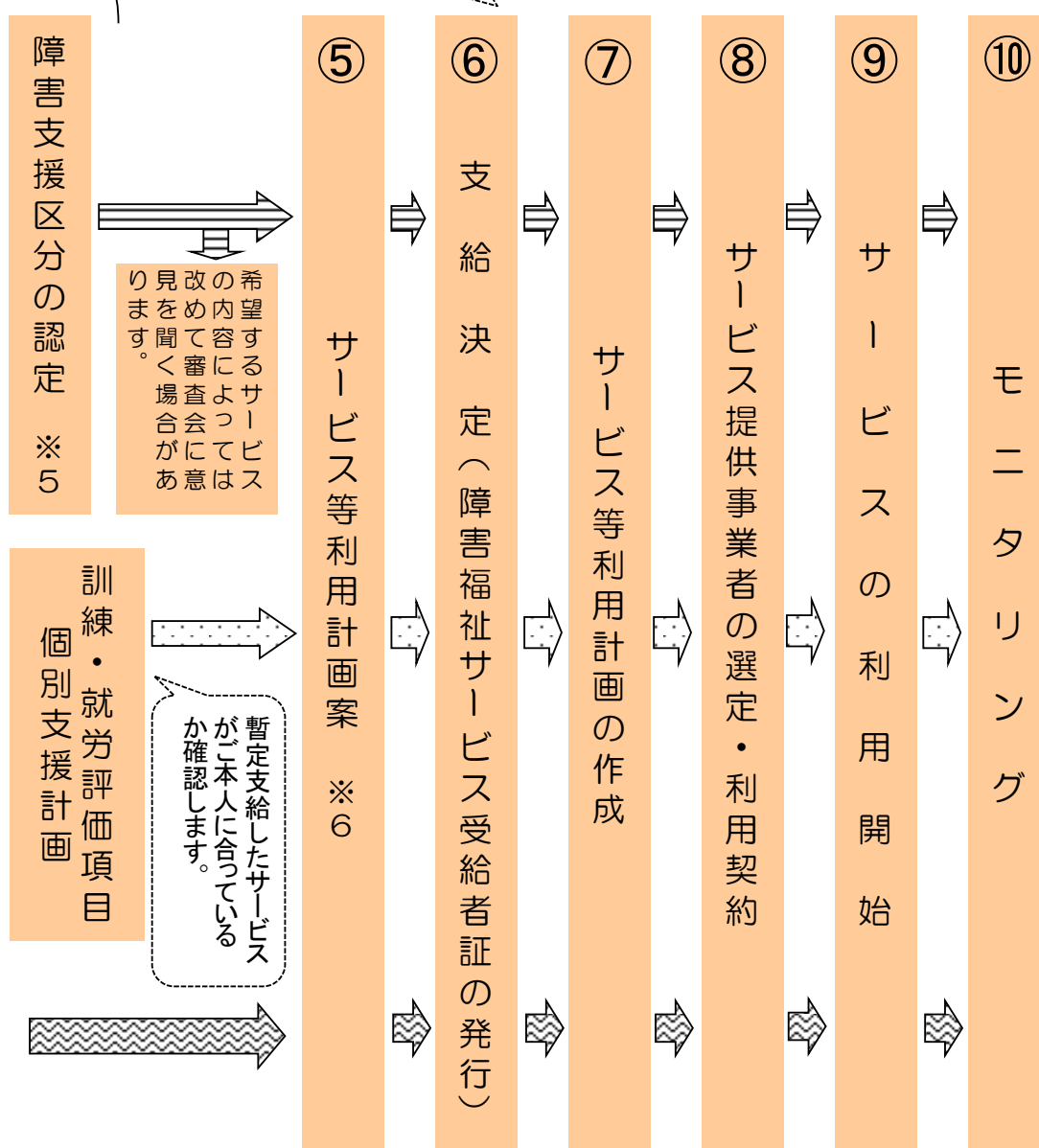
問い合わせ… 障がい福祉課 地域生活支援室
TEL 587-6169（右記以外）、587-1121（休日・夜間）
FAX 586-2176
滋賀県障害者権利擁護センター
TEL 521-1175、FAX 528-4853

障害福祉サービスの利用の流れ

④



受給者証(水色の手帳)をお渡しします。
受給者証は事業所と契約をする時に必要となります。



ご本人のお体の状態に加え、現在どのように過ごされ、どれくらいサービスが必要かを考え、サービスの支給時間などが決まります。
暮らし方が変わった時は改めて考え直します。

- ※1 申請書・申告書は窓口にあります。印鑑と個人番号のわかるものをお持ちください。
- ※2 ご本人だけでなく、ご家族からお話を伺うことがあります。児童の場合は、児童聞き取り票による調査を行います。
- ※3 新たに検査や処置をした場合は、費用がかかる場合があります。
- ※4 審査会のメンバーは、医師や福祉関係者など1合議体5人です。審査員が一次判定、医師意見書、特記事項等を検討します。
- ※5 支援区分には、非該当と区分1～6までの段階があります。
- ※6 サービス等利用計画(または障害児支援利用計画)は、市が指定する「指定特定相談支援事業者(または指定障害児相談支援事業者)」が作成します。

お問い合わせ先

野洲市健康福祉部障がい福祉課
TEL 077-587-6087
FAX 077-586-2176

障がい種別・等級別該当制度概要表（全ての制度が記載されているわけではありません。）

主 な 制 度 名	4.福祉用具		5.医療費				6.各種手当・年金等				7.助成制度				8.公共料金の割引								9.税制度				10.緊急時連絡サービス				11		
	補装具の給付・修理	日常生活用具の給付	自立支援医療（更生医療）	自立支援医療（育成医療）	自立支援医療（精神通院）	福祉医療費助成制度	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当	紙おむつ購入費助成制度	自動車燃料費助成制度	福祉住宅改修費助成制度	自動車操作訓練費助成制度	自動車改造費助成制度	市内公共施設利用料金の減免	県立施設の入場（館）料	JR運賃の割引	航空運賃の割引	野洲市コミュニティバスの料金	私鉄バス運賃の割引	タクシー運賃割引	有料道路料金／本人運転割引	有料道路料金／介護者運転割引	NHK放送受信料の減免	市民税・所得税・相続税	贈与税	自動車税	軽自動車税	聴覚・言語がい者用緊急連絡	緊急通報装置設置事業	NTT無料番号案内	滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度
掲載ページ			15	16	17	17	17	18	19	19	19	22	22	22	23	24	24	24	24	25	25	25	25	25	26	27	27	27	28	28	29	34	
身体	視 覚	1級	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲			○	○	○	○	▲	○	○	○	▲	▲	○	○	▲	▲			○	○
		2級	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○					○	○	○	▲	○	○	○	▲	▲	○	○	▲	▲			○	○
		3級	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	▲	▲			○	○	○	▲	○	○	○	▲	▲	○	○	▲	▲			○	○
	聴覚または 平衡機能	4級	▲	▲	▲	▲	▲							▲	▲		○	○	○	▲	○	○	○	▲	▲	○	○					○	○
		5級	▲	▲	▲	▲	▲										○	○	○	▲	○	○	○	▲	▲	○	○					○	○
		6級	▲	▲	▲	▲	▲										○	○	○	▲	○	○	○	▲	▲	○	○					○	○
音声・言語または そしゃく機能	3級	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲			▲	▲		○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	○	○					○	○	
	4級	▲	▲	▲	▲	▲								▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	○	○					○	○	
	5級	▲	▲	▲	▲	▲										○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	○	○					○	○	
肢体不自由 上肢・下肢 体幹・脳原性	6級	▲	▲	▲	▲	▲										○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	○	○					○	○	
	1級	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	○	○					▲	▲	
	2級	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	○	○					▲	▲	
内 部	3級	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○			▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	○	○					○	○	
	4級	▲	▲	▲	▲	▲										○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	○	○					○	○	
	5級	▲	▲	▲	▲	▲										○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	○	○					○	○	
	6級	▲	▲	▲	▲	▲										○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	○	○					○	○	
療 育	1級	▲	▲	▲	▲	▲			▲	▲	▲			▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	○	○					○	○	
	2級	▲	▲	▲	▲	▲			▲	▲	▲	○	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	○	○					○	○	
	3級	▲	▲	▲	▲	▲			▲	▲	▲			▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	○	○					○	○	
	4級	▲	▲	▲	▲	▲										○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	○	○					○	○	
精 神	1級	▲	▲	▲	▲	▲										○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	○	○					○	○	
	2級	▲	▲	▲	▲	▲										○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	○	○					○	○	
	3級	▲	▲	▲	▲	▲										○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	○	○					○	○	

○ほぼ該当、▲条件ありで該当（所得制限ほか）。個別の状況により該当しない場合があります。ご注意ください。



野洲市の市章…野洲市の「や」をモチーフに、躍動感あふれるイキイキとした「人」と、
ときめきを象徴した「ハート」を表現してあります。

・・・ご 注 意 ・・・

- ※ 手帳交付時にお渡しする滋賀県発行の小冊子、身体障害者手帳のしおり、療育手帳のしおりとこの手引きを併読してご利用ください。
- ※ この手引きは全ての福祉制度を掲載しているわけではありません。
金額や比率、数値や番号等については、調査時点のものを記載しており、
最新の状況と変わっている場合がありますので、ご了承ください。
- ※ 各制度を利用される場合は、必ず事前に市役所担当課または関係機関に
お問い合わせください。

令和8年8月 発行

野洲市 健康福祉部 障がい福祉課

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100-1

TEL 077-587-6087

FAX 077-586-2176